

平成25年度雇用失業統計研究会（第2回）

会 議 次 第

平成26年1月23日（木）
総務省統計局6階特別会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 産業別就業者数の季節調整値の見直しについて
- (2) 最近の雇用失業情勢に関する実証分析
- (3) ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直し等

3 閉 会

<配布資料>

- 資料1-1 2014年1月以降の産業別就業者数の季節調整の検討
- 資料1-2 産業別就業者数の①補正前の公表値と②補正済み数値との比較
- 資料1-3 F検定等による評価（主な産業別就業者）
- 資料2 労働力調査データによる1年間の労働力フローデータを用いた実証分析
- 資料3-1 「ワーク、就業及び未活用労働の統計に関する決議」及び その対応検討
【その1 決議内容編】
- 資料3-2 「ワーク、就業及び未活用労働の統計に関する決議」及び その対応検討
【その2 対応検討編】

- 参考1 労働力調査 基礎調査票
- 参考2 労働力調査 特定調査票

2014 年 1 月 23 日

2014 年 1 月以降の産業別就業者数の季節調整の検討

1. 背景及び目的

労働力調査では、日本標準産業分類第 12 回改定に基づく産業別就業者数の季節調整値を公表している^注が、2013 年 1 月の調査事項の変更に当たって、労働者派遣事業所の派遣社員（以下「派遣社員」という。）の産業を、「派遣元」から「派遣先」で分類することとした。この変更に伴い、産業別就業者数の補正方法及び季節性の有無の検証結果を踏まえて、今後の公表を継続することの妥当性について検討する。

なお、労働力調査では、2013 年 1 月公表分から季節調整法について見直しを行っており、主要系列（労働力人口、就業者、雇用者、完全失業者、非労働力人口及び完全失業率）の当該 18 系列（6 系列×男女計、男、女）については、リーマンショック及び東日本大震災の影響を控除するために、reg-ARIMA モデルを導入した季節調整値を公表している。

（注：産業別就業者数の季節調整値は、2010 年に公表を開始。2002 年から 2006 年までの結果については、日本標準産業分類第 12 回改定による遡及推計値。）

2. 検証の手順

原数値（データセット）

系 列：産業大分類（17 系列）の就業者（男女計）

有効数字：2～4 桁（万人単位）

期 間：2002 年 12 月～2013 年 11 月

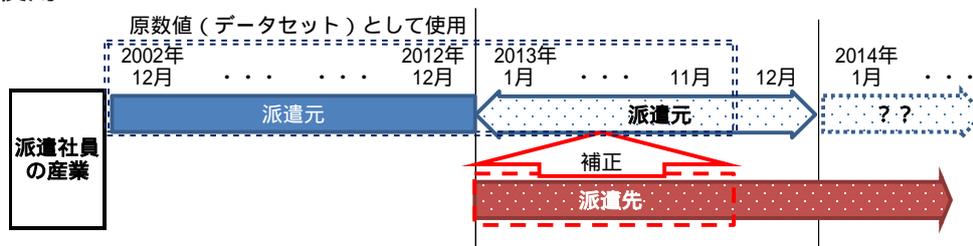
日本標準産業分類第 12 回改定による。

2005 年 10 月から 2011 年 12 月までの期間は、時系列接続用数値（2010 年国勢調査の確定人口による遡及ないし補正を行ったもの）を使用

(a) 派遣社員の産業の取扱い（産業別就業者数の補正）

- ・ 2012 年 12 月まで …… 大分類「サービス業（他に分類されないもの）」の下位項目である中分類「職業紹介・労働者派遣業」に分類
- ・ 2013 年 1 月以降 …… 派遣先事業所の産業に分類

2013 年 1 月以降の数値については、断層を除去するため、補正（2012 年までの派遣元ベースへの調整）を行った数値を原数値（データセット）として使用



(b) 産業別就業者数における季節性の有無等の確認

- (1) 産業別就業者数の原数値のグラフから、季節性を視覚的に判断
- (2) X-12-ARIMA (X11-default) の実行結果 (output ファイル) に出力されている F 検定等の結果による季節性の確認
- (3) X-12-ARIMA (X11-default) の実行結果に出力されている「品質評価統計量」により、季節調整のパフォーマンスを検証

3. 検証結果

(a) 産業別就業者の補正について

2013年1月分以降に公表している産業別就業者数は、派遣社員の産業が「派遣先」で分類された数値となっており、2012年12月以前の結果と接続するに当たって、産業の補正（2012年までの派遣元ベースへの調整）を実施した数値（資料1-2参照）を便宜的に使用している。補正方法については、以下のとおりである。

なお、この補正方法は、2013年各月の前年同月比較のためのものである。

【産業別就業者数の補正方法】

ア. 2012年1月と2013年1月における、産業が「職業紹介・労働者派遣業」の雇用者数の差を求める。

$$97 \text{ 万人 (2012年1月)} - 21 \text{ 万人 (2013年1月)} = \underline{76 \text{ 万人(a)}}$$

イ. 2013年1月の全産業の「労働者派遣事業所の派遣社員」（121万人）と上記(a)との比率(b)を求める。

$$\underline{76 \text{ 万人(a)}} / 121 \text{ 万人} = \underline{0.628(b)^{*}}$$

ウ. 2013年各月におけるそれぞれの産業の「労働者派遣事業所の派遣社員」に、上記比率(b)を乗じた値を補正值とする。

なお、「職業紹介・労働者派遣業」の上位分類である「非農林業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」は、それぞれの産業の補正值に、「職業紹介・労働者派遣業」の補正值^{*}を加えた値を補正值とする。

※「職業紹介・労働者派遣業」の補正值 =

$$2013 \text{ 年各月における全産業の「労働者派遣事業所の派遣社員」} \\ \times 0.628(b) \times (-1)$$

エ. 上記ウで求めた各産業の補正值（表1）を2013年各月の値から控除して、補正済みの数値とする。

表1 産業別就業者の補正值

		[万人]							
		全産業	農林業	非農林業	(主な産業)				サービス業 (他に分類されないもの)
					製造業	卸売業、 小売業	医療、福祉		
補 正 値	2013年 1月	0	1	-1	20	9	7	-68	
	2月	0	1	0	23	10	7	-74	
	3月	0	0	0	21	8	6	-68	
	4月	0	0	0	20	8	6	-58	
	5月	0	1	-1	22	8	5	-64	
	6月	0	0	0	20	8	4	-63	
	7月	0	0	0	19	8	5	-56	
	8月	0	1	-1	21	8	4	-60	
	9月	0	0	0	22	9	4	-67	
	10月	0	0	0	23	8	6	-67	
	11月	0	0	0	21	8	6	-65	
	12月	-	-	-	-	-	-	-	

最も多く影響を受けるのは、「サービス業（他に分類されないもの）」で約-65万人、次いで「製造業」で約+20万人、「卸売業、小売業」で約+8万人などとなっている。特にこれらの産業については、「派遣元」⇒「派遣先」の断層を除去した補正済みの数値を使用して季節調整を行うことが適当であると考えられる。

しかし、当該補正方法は、2014年1月以降の結果に対しては、上記の前年比較方式では算出できない（2014年は、2013年と同じく派遣先ベースであるため）。

また、2014年1月以降も2013年12月までと同じ比率(b)を用いた算出も可能ではあるが、派遣社員の人数自体がトレンドとして変化した場合に、同じ比率を掛けた数値を補正值とし

て用いることが妥当かどうか検証する必要があり、適切な補正値を継続的に作成していくことは困難になるという問題がある。

なお、比率(b)は暫定的に2013年の1年間固定していたが、各月について別途算出すると必ずしも一定ではない(資料1-2(参考))。

(b) 産業別就業者の季節調整の検討

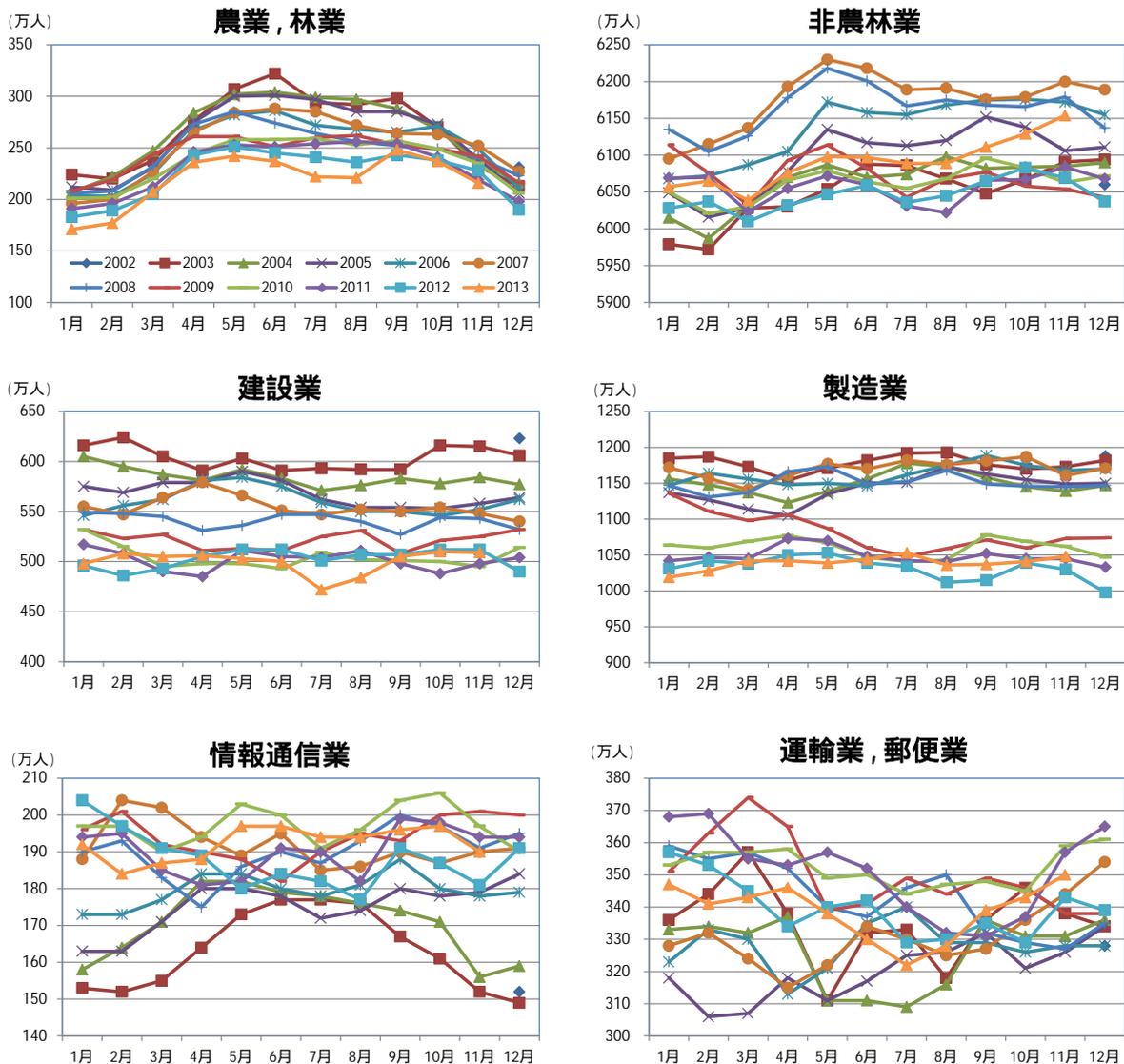
当該検証において、産業別就業者の季節調整に用いる原数値(2013年1月以降)は、前述の補正済みの数値を使用する(資料1-2参照)。

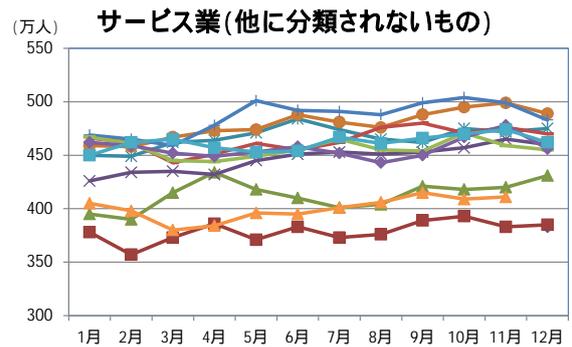
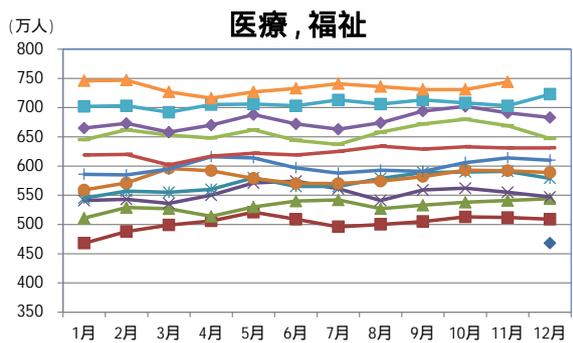
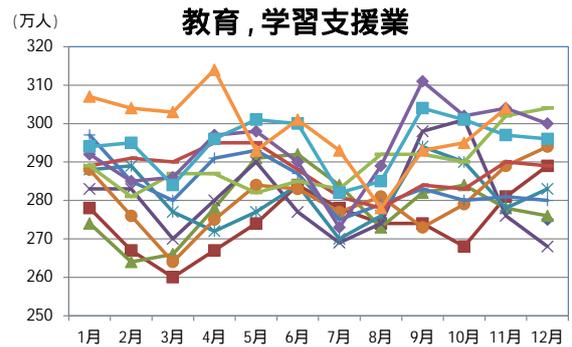
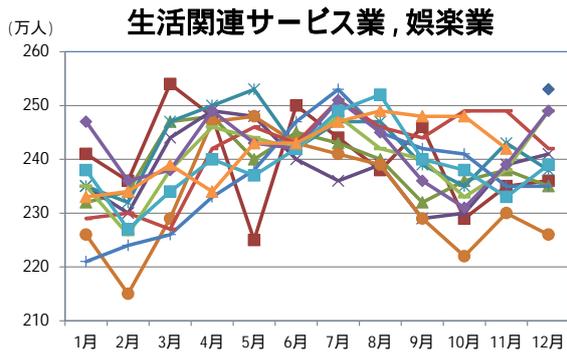
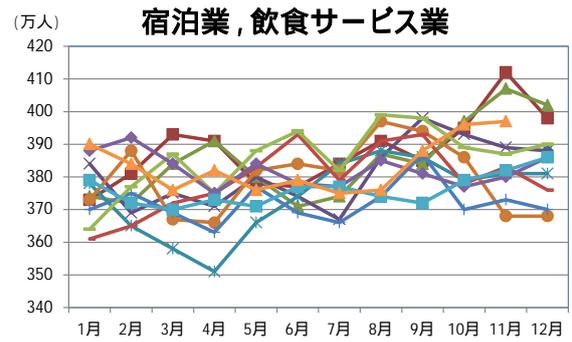
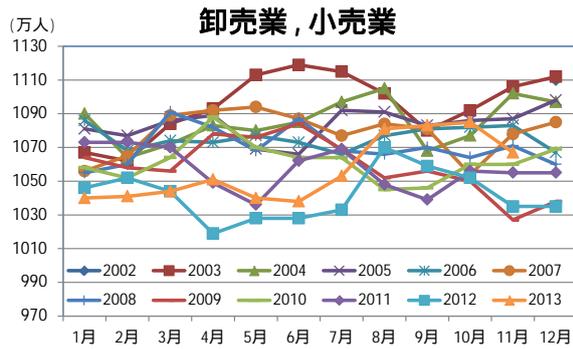
(1) 原数値による季節性の確認

視覚的に季節性があると判断する基準として、対前月増減の傾きがほぼ同じであると目視できるものとする。

下図のとおり、「農業、林業」以外の産業については、視覚的に明確に季節性があると判断するのは困難である。

図 主な産業別就業者数の推移(2002年12月~2013年11月)





(2) F 検定等による確認

X-12-ARIMA の実行結果 (output ファイル) に出力されている「D 8.A F-tests for seasonality」による結果から、季節性の存在が認められるか否かを検証した。

各産業の判定結果をみると、F 検定等の3つの結果を組み合わせた判定は、「農業, 林業」、「非農林業」及び「生活関連サービス業, 娯楽業」において季節性が存在する (Present) となった。それ以外の産業については、季節性がおそらく存在しない (Probably Not Present), もしくは、季節性が存在しない (Not Present) となった (表2, 資料1 - 3 参照)。

(3) 品質評価統計量による確認

X-12-ARIMA の実行結果に出力されている「F3 Monitoring and Quality Assessment Statistics」における「品質評価統計量」により、季節調整値のパフォーマンスをチェックした。

各産業の判定結果をみると、「農業, 林業」及び「非農林業」が容認 (Accepted) となった。また、「製造業」及び「サービス業 (他に分類されないもの)」が条件的否認 (Conditionally Rejected), 他の13産業が否認 (Rejected) となった (表2, 資料1 - 3 参照)。

表2 F検定，品質評価統計量の結果

産業	(2) F検定等の結果による季節性の有無	(3)品質評価統計量 (季節調整値のパフォーマンスの評価)		
		Accepted	(0.48)	1指標×
農業，林業	Present	Accepted	(0.80)	6指標×
非農林業	Present	Accepted	(0.80)	6指標×
建設業	Not Present	Rejected	(1.69)	8指標×
製造業	Not Present	Conditionally Rejected	(1.19)	7指標×
情報通信業	Not Present	Rejected	(1.57)	8指標×
運輸業，郵便業	Probably Not Present	Rejected	(1.42)	9指標×
卸売業，小売業	Not Present	Rejected	(1.98)	10指標×
金融業，保険業	Probably Not Present	Rejected	(1.82)	10指標×
不動産業，物品賃貸業	Not Present	Rejected	(1.68)	9指標×
学術研究，専門・技術サービス業	Probably Not Present	Rejected	(1.29)	6指標×
宿泊業，飲食サービス業	Not Present	Rejected	(1.67)	10指標×
生活関連サービス業，娯楽業	Present	Rejected	(1.55)	8指標×
教育，学習支援業	Probably Not Present	Rejected	(1.93)	10指標×
医療，福祉	Probably Not Present	Rejected	(1.57)	8指標×
複合サービス事業	Not Present	Rejected	(1.61)	7指標×
サービス業（他に分類されないもの）	Probably Not Present	Conditionally Rejected	(1.17)	7指標×
公務（他に分類されるものを除く）	Probably Not Present	Rejected	(1.90)	10指標×

- 注1：原数値として，2013年1月以降の数値は，派遣社員の産業を補正した数値を使用している。
- 2：F検定等の結果は，X-12-ARIMAの出力ファイルにある，対象原系列の季節性の有無についてF検定，ノンパラメトリック検定（Kruskal-Wallis検定）及びMoving Seasonality Testによる結果の総合判断。
- 3：品質評価統計量は，季節調整モデルのパフォーマンスを検証する指標で，11の指標によって構成される（資料1-3参照）。
- （ ）内の数値は，総合的な合否判定の値で，0～3のうち0～1が合格で，小さいほどよい結果であることを示す。「n指標×」とは，11の指標のうちn個の水準値が1を上回ったことを表す。
- 4：これらの指標は，一般的には，X-12-ARIMAの季節調整モデル（回帰変数やARIMAモデル等）やオプション選択が適当であるかを判断するために使用されている（GDP統計，機械受注統計など）。

4. ユーザーの利用状況

(1) エコノミスト

労働力調査の速報結果を用いた分析を毎月公表しているエコノミストによる直近の月次レポート（2013年11月分結果）について，産業別就業者数の季節調整値を使った分析を行っていたものは，当室が把握した5件のうち2件での引用があった。

(2) 関係省庁等

雇用関係の政策立案や分析を行っている省庁等のうち，内閣府，厚生労働省及び日本銀行に対し，産業別就業者数の季節調整値の利用状況について聞いたところ，（確認した限りでは，）現在，政策や分析等に季節調整値を使用していないとのことであった。また，公表を取りやめることで支障が生じるといった意見も，特段見受けられなかった。

5. まとめ・今後の対応（案）

検証結果より、産業別季節調整値に係る問題点は次のとおりである。

<派遣社員の取扱い変更への対応（入力データの補正等）>

派遣社員の産業の補正について、2014年1月以降の結果は2013年と同じく派遣先ベースであるため、前年比較方式では算出できない。また、2014年以降も同じ比率を用いた補正を行うことが妥当かどうかを検証する必要がある。

したがって、産業別就業者数の季節調整を行うためには、別途入力データの整備を検討する必要がある。

<季節性が存在しない系列がある>

3(b)の検証結果より、「農業、林業」及び「非農林業」以外の系列については、季節性が存在しないと判定されており^注、今後、公表を継続した場合、ミスリーディング（変動要因が説明不能）な結果を提供し続けることとなる。

補正前の数値に断層部分（2013年1月）の回帰変数を設定したとしても、当該系列における季節変動に影響はないとみられ、季節性がないことに変わりはない。

注：別途、製造業などの主な産業について、2013年各月に補正済みの数値を用いて断層を除去し、X-12-ARIMAでリーマンショック及び東日本大震災の影響（主要18系列と同じ条件）の回帰変数を入れて再計算した結果、回帰変数（LS, RP）は有意であるという結果は得られたものの、季節性の有無の判定については前述の結果とほとんど差異がなく、季節性がないと判定された。

以上を踏まえて、今後の公表について、以下の対応を検討している。

[1] 月次公表の「結果の概要（速報冊子）」及び「統計表」において、産業別季節調整値は掲載しない。

[2] 長期時系列表における産業別季節調整値の取扱いは、

「農業、林業」及び「非農林業」については、長期時系列表1内において継続して公表（1953年1月から比較可能）。

なお、当該2系列は、派遣社員の産業の影響が小さいため、補正を行っていない数値（公表値）を原数値（入力データ）として用いる。

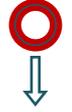
「農業、林業」及び「非農林業」以外の15系列については、公表を取りやめる。

K

【検討】公表を取りやめる時期について

<凡例> ○：公表する ✕：公表しない

対応案	季節指数(S)の公表	季節調整値(TCI)の公表	2014年1月以降の対応、取りやめる時期
案1	2014年12月分まで公表する ○ ↓ ✕ 2015年1月分以降公表しない	2014年3月分まで公表する ○ ↓ ✕ 2014年4月分以降公表しない	季節指数(S)及び季節調整値(TCI)を算出し、参考値として公表 季節指数(S)は、2014年1月分掲載時（季節調整の遡及改定を行った数値の公表時）に、同年12月分までをまとめて掲載（従来どおり）。 季節調整値(TCI)は、2014年3月分までで掲載を取りやめる（公表取りやめに係る周知期間として3か月程度）。

対応案	季節指数(S)の公表	季節調整値(TCI)の公表	2014年1月以降の対応，取りやめる時期
案2	2014年12月分まで公表する   2015年1月分以降公表しない	2013年12月分までとする (2014年分は公表しない) 	季節指数(S)は，2014年1月分掲載時に，2014年分を参考値として公表する。季節調整値(TCI)については，公表しない。 2014年1月分掲載時に，従来どおり同年12月分までの季節指数(S)を公表するが，季節調整値(TCI)は公表しない。
案3	2013年12月分までとする (2014年分は公表しない) 	2013年12月分までとする (2014年分は公表しない) 	季節指数(S)，季節調整値(TCI)共に公表しない。 現状の産業別就業者数では季節性があるとは言えないため，公表しない。

案1及び案2について 季節調整に用いる2013年1月から12月までの期間の原数値(入力データ)は，産業補正済みの数値を用いる。

- [3]** 2013年1月以降の結果(派遣先での分類)が10年程度蓄積されてから，再度，季節性の有無について検討し，公表の可否を検討する。

以上

産業別就業者数の 補正前の公表値と 補正済み数値との比較

[万人]

		全産業	農林業	非農林業	(主な産業)			
					製造業	卸売業， 小売業	医療，福祉	サービス業 (他に分類され ないもの)
補正前の 公表値	2013年 1月	6228	171	6057	1019	1040	746	405
	2月	6242	177	6065	1028	1041	747	398
	3月	6246	207	6039	1042	1044	727	380
	4月	6312	236	6076	1042	1051	716	384
	5月	6340	242	6098	1039	1040	727	396
	6月	6333	237	6097	1044	1038	733	395
	7月	6311	222	6089	1053	1053	741	401
	8月	6310	221	6089	1036	1081	736	406
	9月	6359	248	6111	1037	1083	731	415
	10月	6366	237	6129	1041	1085	731	409
	11月	6371	216	6154	1048	1067	744	411
	12月	-	-	-	-	-	-	-
補正済み 数値	2013年 1月	6228	170	6058	999	1031	739	473
	2月	6242	176	6065	1005	1031	740	472
	3月	6246	207	6039	1021	1036	721	448
	4月	6312	236	6076	1022	1043	710	442
	5月	6340	241	6099	1017	1032	722	460
	6月	6333	237	6097	1024	1030	729	458
	7月	6311	222	6089	1034	1045	736	457
	8月	6310	220	6090	1015	1073	732	466
	9月	6359	248	6111	1015	1074	727	482
	10月	6366	237	6129	1018	1077	725	476
	11月	6371	216	6154	1027	1059	738	476
	12月	-	-	-	-	-	-	-
補正値 ()	2013年 1月	0	1	-1	20	9	7	-68
	2月	0	1	0	23	10	7	-74
	3月	0	0	0	21	8	6	-68
	4月	0	0	0	20	8	6	-58
	5月	0	1	-1	22	8	5	-64
	6月	0	0	0	20	8	4	-63
	7月	0	0	0	19	8	5	-56
	8月	0	1	-1	21	8	4	-60
	9月	0	0	0	22	9	4	-67
	10月	0	0	0	23	8	6	-67
	11月	0	0	0	21	8	6	-65
	12月	-	-	-	-	-	-	-

(参考) 産業別就業者数の補正比率(b)を各月で求めた場合

		補正比率			比率の差(1月 - 各月)		
		男女計	男	女	男女計	男	女
2013年 1月		0.628	0.652	0.613	-	-	-
2月		0.687	0.655	0.726	0.059	0.003	0.113
3月		0.708	0.708	0.708	0.080	0.056	0.095
4月		0.714	0.651	0.758	0.086	-0.001	0.145
5月		0.690	0.604	0.765	0.062	-0.048	0.151
6月		0.693	0.727	0.657	0.065	0.075	0.044
7月		0.721	0.762	0.677	0.093	0.110	0.064
8月		0.648	0.659	0.651	0.020	0.007	0.037
9月		0.639	0.646	0.648	0.011	-0.006	0.035
10月		0.612	0.540	0.662	-0.017	-0.112	0.049
11月		0.698	0.620	0.758	0.070	-0.032	0.144
12月		-	-	-	-	-	-

注 本文中の「補正比率(b)」は、2013年1月の補正比率のことを示す。

F 検定等による評価（主な産業別就業者）

産業	F-tests				COMBINED TEST FOR THE PRESENCE OF IDENTIFIABLE SEASONALITY
	F-test : F値 (0.1% level)	F-value	Kruskal-Wallis test (1% level)	Moving Seasonality test (5% level)	
農業，林業		165.216**		(1% level)	
非農林業		20.997**		x	
建設業	x	1.321	x	x	x
製造業	x	2.855*		x	x
情報通信業	x	1.288	x	(1% level)	x
運輸業，郵便業		3.651**		x	
卸売業，小売業	x	1.239	x	x	x
金融業，保険業		3.234**		x	
不動産業，物品賃貸業	x	1.327	x		x
学術研究，専門・技術サービス業		5.312**		x	
宿泊業，飲食サービス業		5.189**			x
生活関連サービス業，娯楽業		10.512**		x	
教育，学習支援業		4.788**		x	
医療，福祉	x	3.032*		x	
複合サービス事業	x	1.977	x	(1% level)	x
サービス業(他に分類されないもの)		4.176**		x	
公務(他に分類されるものを除く)		3.341**		x	

* Combined test for the presence of identifiable seasonality
 IDENTIFIABLE SEASONALITY PRESENT
 IDENTIFIABLE SEASONALITY PROBABLY NOT PRESENT
 x IDENTIFIABLE SEASONALITY NOT PRESENT

品質評価統計量による評価（主な産業別就業者）

検定項目 (M1 ~ M11)	産業																
	農業，林業	非農林業	建設業	製造業	情報通信業	運輸業，郵便業	卸売業，小売業	金融業，保険業	不動産業，物品賃貸業	学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	教育，学習支援業	医療，福祉	複合サービス事業	サービス業(他に分類されないもの)	公務(他に分類されるものを除く)
品質評価統計量			x		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
ACCEPTED	0.48	0.80	1.69	1.19	1.57	1.42	1.98	1.82	1.68	1.29	1.67	1.55	1.93	1.57	1.61	1.17	1.90
CONDITIONALLY ACCEPTED																	
CONDITIONALLY REJECTED																	
x REJECTED																	
measures which failed	1	6	8	7	8	9	10	10	9	6	10	8	10	8	7	7	10
M1	0.219	1.352	3.000	2.022	2.860	3.000	3.000	3.000	3.000	2.547	3.000	3.000	3.000	3.000	3.000	2.822	3.000
M2	0.183	0.350	2.325	0.439	1.006	1.540	2.527	2.219	1.793	1.820	2.475	2.356	3.000	2.608	0.909	0.374	3.000
M3	0.886	1.075	1.059	0.646	0.809	1.046	1.219	1.098	1.018	0.882	1.551	1.305	1.582	0.822	0.818	0.886	1.442
M4	1.506	1.264	0.941	1.828	1.264	1.264	1.022	1.748	1.022	0.860	1.264	1.183	2.151	1.586	1.425	1.183	1.425
M5	0.691	0.594	0.619	0.503	0.537	0.754	2.124	3.000	0.668	0.500	2.068	3.000	3.000	0.630	0.665	0.560	3.000
M6	0.086	0.003	0.618	0.203	0.127	0.119	0.351	0.210	0.556	0.119	0.029	0.266	1.109	0.608	0.485	0.228	0.179
M7	0.297	0.552	1.937	1.220	2.437	1.176	2.066	1.343	2.232	0.990	1.187	0.757	1.077	1.284	2.131	1.151	1.124
M8	0.472	1.100	2.804	2.020	2.544	2.366	3.000	2.055	2.728	1.938	2.343	1.430	1.659	1.978	2.340	1.982	2.251
M9	0.304	0.805	1.028	1.605	2.114	1.386	1.666	1.444	1.449	1.494	1.019	0.820	0.954	1.058	1.742	1.224	1.469
M10	0.427	1.474	3.000	2.295	2.020	2.380	3.000	2.456	2.306	2.440	2.211	1.583	1.913	2.575	2.847	1.921	2.550
M11	0.369	1.430	2.182	2.134	1.849	2.108	2.899	2.290	2.144	2.423	1.784	1.392	1.784	2.407	2.708	1.718	2.441

検定項目 (M1 ~ M11)

M1	The relative contribution of the irregular over three months span
M2	The relative contribution of the irregular component to the stationary portion of the variance
M3	The amount of month to month change in the irregular component as compared to the amount of month to month change in the trend-cycle
M4	The amount of autocorrelation in the irregular as described by the average duration of run
M5	The number of months it takes the change in the trend-cycle to surpass the amount of change in the irregular
M6	The amount of year to year change in the irregular as compared to the amount of year to year change in the seasonal
M7	The amount of moving seasonality present relative to the amount of stable seasonality
M8	The size of the fluctuations in the seasonal component throughout the whole series.
M9	The average linear movement in the seasonal component throughout the whole series.
M10	Same as 8, calculated for recent years only.
M11	Same as 9, calculated for recent years only.

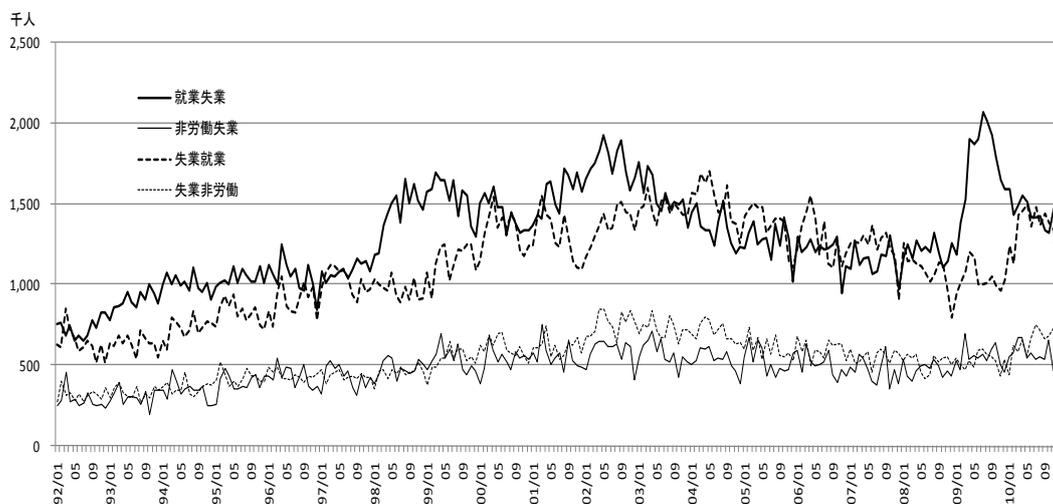
注：データセットは，2002 年 12 月から 2013 年 11 月までの期間について，派遣社員の産業補正済みの数値を使用。

平成 26 年 1 月 23 日

労働力調査データによる 1 年間の労働力フローデータを用いた実証分析

1 前回の議論

- 不況期と好況期において、就業-失業と失業-就業の推移に明確な差異が存在。
- 就業-失業への推移確率が拡大するとストックの失業者が増加。
- 特定調査票の離職時期等のデータの利用。



2 今回の分析の趣旨

- 不況期に就業-失業に推移する人、就業-就業と就業を継続する人、また、就業-就業（この 1 年間での転職）する人にどのような特徴があるのか分析する。
- 特に、1 年間のフローにおいて、就業-失業に推移して失業に留まる者の特性と就業-失業から新たな就業に推移する者の特性を明らかにすることを目的とする。
- 使用するデータは、いわゆるリーマンショックによる世界的な金融危機による不況となった 2008 年～2010 年までの 3 年分で分析した。ただし、2008 年 1 月データとは、2007 年 1 月と 2008 年 1 月のデータをマッチングしたもの。

3 フローデータの作成 方法の概要

(1) ミクロデータからの抽出

各月の 1 年目と 2 年目のミクロデータから、就業動態統計の対象となる 1 年目 2 か月目および 2 年目 2 か月目に該当するデータを抽出する。マッチングキーは、前回と同様に調査区符号、世帯符号、出生年月、性別とした。

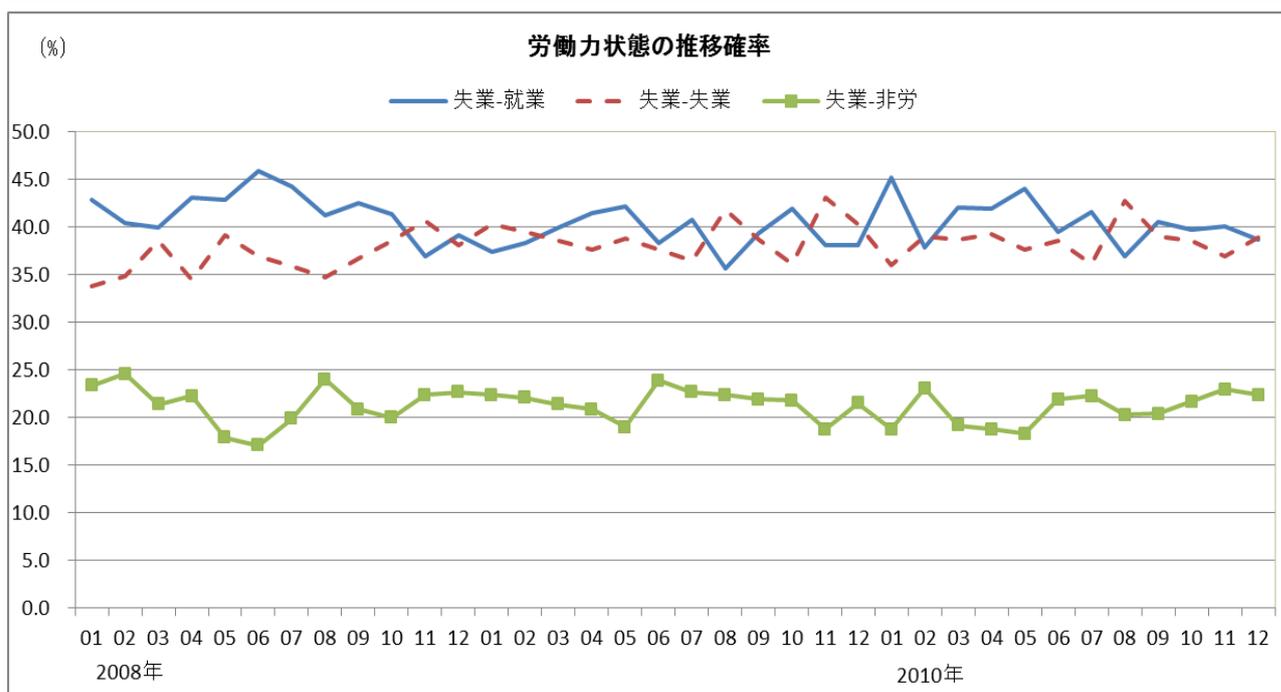
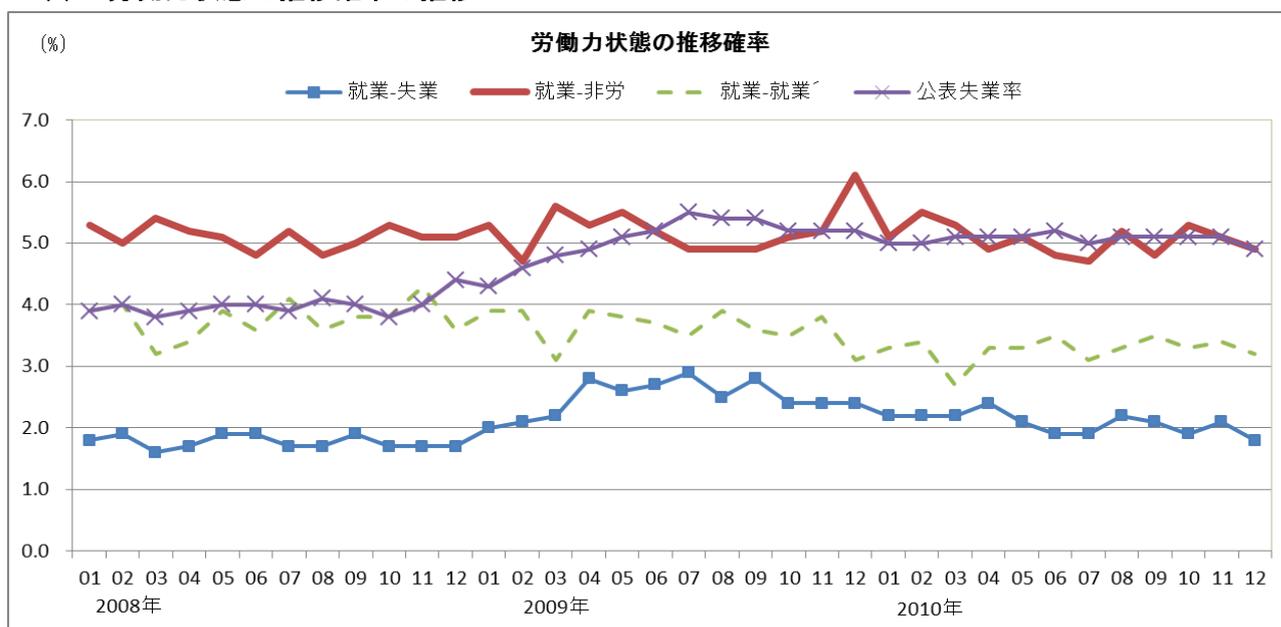
(2) 特定調査票データの取込み

特定調査票データと基礎調査票データの世帯員を照合して、2年目2か月目の特定調査票のマイクロデータから、特定調査票の情報を1年目と2年目の継続世帯員を結合したデータに付与する。マッチングキーは上と同様とした。

特定調査票からわかる前職の離職時期のデータを用いて、基礎調査票の2時点で就業者のうち、特定調査票の調査時点から1年以下の就業者を就業-就業¹として定義した。

4 結果

(1) 労働力状態の推移確率の推移



(2) 推移確率の統計量

就業、失業、非労働力への1年間の推移確率を計算すると、3年間の平均では、就業-就業が89.2%、就業-失業が2.1%、就業-非労が5.1%、就業-就業^レが3.6%となっている。経済情勢との関連でみると、完全失業率（公表値）が上昇している2008年末から2009年央では、就業-失業への推移確率が上昇しており、相関が高いことがみてとれる。

一方、失業からの推移確率は3年間の平均で、失業-就業が40.6%、失業-失業が38.2%と大きな差はなく、2008年末から失業-就業の推移確率にわずかな低下がみられるものの、特筆すべき変化はみられない。

2008												
	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12
就業-就業	88.9	89.1	89.8	89.7	89.1	89.7	89.0	89.9	89.4	89.2	88.9	89.5
就業-失業	1.8	1.9	1.6	1.7	1.9	1.9	1.7	1.7	1.9	1.7	1.7	1.7
就業-非労	5.3	5.0	5.4	5.2	5.1	4.8	5.2	4.8	5.0	5.3	5.1	5.1
就業-就業 ^レ	3.9	4.0	3.2	3.4	3.9	3.6	4.1	3.6	3.8	3.8	4.3	3.6
失業-就業	42.9	40.5	40.0	43.1	42.9	45.9	44.3	41.3	42.5	41.4	36.9	39.2
失業-失業	33.8	34.9	38.6	34.5	39.2	37.0	35.9	34.7	36.7	38.6	40.7	38.1
失業-非労	23.4	24.6	21.4	22.3	17.9	17.1	19.9	24.0	20.9	20.0	22.4	22.7
非労-就業	7.0	6.6	7.0	7.2	7.1	7.3	7.0	6.8	7.3	6.9	7.0	7.2
非労-失業	1.0	0.9	0.8	1.0	1.0	1.2	1.0	1.0	1.1	1.0	1.0	0.9
非労-非労	92.0	92.6	92.1	91.9	91.9	91.5	92.0	92.2	91.6	92.0	92.0	91.9
公表失業率	3.9	4.0	3.8	3.9	4.0	4.0	3.9	4.1	4.0	3.8	4.0	4.4

2009												
	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12
就業-就業	88.8	89.4	89.1	88	88.2	88.3	88.6	88.6	88.6	88.9	88.7	88.4
就業-失業	2	2.1	2.2	2.8	2.6	2.7	2.9	2.5	2.8	2.4	2.4	2.4
就業-非労	5.3	4.7	5.6	5.3	5.5	5.2	4.9	4.9	4.9	5.1	5.2	6.1
就業-就業 ^レ	3.9	3.9	3.1	3.9	3.8	3.7	3.5	3.9	3.6	3.5	3.8	3.1
失業-就業	37.4	38.4	40	41.5	42.2	38.4	40.8	35.7	39.4	42	38.1	38.1
失業-失業	40.3	39.5	38.6	37.6	38.8	37.7	36.5	41.8	38.7	36.2	43.1	40.3
失業-非労	22.4	22.1	21.4	20.9	19	23.9	22.7	22.4	21.9	21.8	18.8	21.5
非労-就業	7.3	7.3	6.3	6.8	6.7	6.3	6.4	6.6	6.4	6.1	6.2	6.3
非労-失業	1.1	0.9	1.2	1.2	1.2	1.2	1.1	0.9	1.3	1.2	1.2	0.9
非労-非労	91.6	91.8	92.5	92	92.1	92.5	92.5	92.5	92.3	92.8	92.7	92.8
公表失業率	4.3	4.6	4.8	4.9	5.1	5.2	5.5	5.4	5.4	5.2	5.2	5.2

2010												
	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12
就業-就業	89.4	88.9	89.8	89.4	89.5	89.8	90.3	89.3	89.6	89.5	89.4	90.0
就業-失業	2.2	2.2	2.2	2.4	2.1	1.9	1.9	2.2	2.1	1.9	2.1	1.8
就業-非労	5.1	5.5	5.3	4.9	5.1	4.8	4.7	5.2	4.8	5.3	5.1	4.9
就業-就業 ^レ	3.3	3.4	2.7	3.3	3.3	3.5	3.1	3.3	3.5	3.3	3.4	3.2
失業-就業	45.2	37.9	42.1	41.9	44.1	39.5	41.6	37.0	40.6	39.7	40.1	38.7
失業-失業	36.0	39.0	38.7	39.3	37.7	38.6	36.1	42.8	39.0	38.6	36.9	38.9
失業-非労	18.8	23.1	19.2	18.8	18.3	21.9	22.3	20.3	20.4	21.7	23.0	22.4
非労-就業	6.3	6.4	6.2	6.7	6.4	6.3	6.3	6.7	6.8	7.1	7.3	6.9
非労-失業	1.1	1.1	1.3	1.5	1.0	1.0	1.1	0.9	1.1	1.3	0.9	0.9
非労-非労	92.6	92.5	92.5	91.8	92.5	92.7	92.6	92.3	92.1	91.6	91.8	92.3
公表失業率	5.0	5.0	5.1	5.1	5.1	5.2	5.0	5.1	5.1	5.1	5.1	4.9

(参考)

前月今月フローの推移確率(2002-2005年)

(就業-失業 0.5%-0.7%程度)

(失業-就業 男性 10-12%程度、女性 12-14%程度)

また、①就業-就業^レとなった者のうち、前職の産業と現職についての産業、就業-失業となった者の前職の産業をみた結果、②就業-就業^レとなった者のうち、前職の雇用形態と現職の雇用形態、就業-失業となった者の前職の雇用形態をみた結果が以下のとおりとなった。

(就業-就業,前職の産業)

13028レコード

		13028レコード																					
		合計	農業	林業	漁業	水産養殖業	鉱業、採掘業	建設業	製造業計	食料品製造業	飲料、たばこ製造業	繊維工業	木材、木製品製造業	家具、装備品製造業	パルプ、紙加工品製造業	印刷・同関連業	化学工業	石油製品、石炭製品製造業	プラスチック製品製造業	ゴム製品製造業	革・同製品製造業	窯業・土石製品製造業	
male	2008	2250	20	1	11	2	3	316	149	36	5	10	9	9	13	18	11	15	4	1	18		
	2009	2117	22	5	7	2	2	294	115	25	1	13	6	7	6	11	11	14	1	1	19		
	2010	1869	29	9	6		3	241	108	27	4	8	4	3	4	17	15	11	2		13		
female	2008	2360	17			2		40	162	63	2	35	4	4	12	10	9	1	12	4	4	2	
	2009	2303	12		1			40	156	70	4	28	5	4	6	9	5	11	6	3	5		
	2010	2129	22		1			50	126	58	2	33	4		2	5	9	8	2	1	2		
		鉄鋼業	非鉄金属製造業	金属製品製造業	はん用機械器具製造業	生産用機械器具製造業	業務用機械器具製造業	電子部品デバイス等製造業	電気機械器具製造業	情報通信機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	その他の製造器用業	電気・ガス・熱供給・水道業	通信業	放送業	情報サービス業	インターネット付随サービス業	映像・音声・文字情報制作業	鉄道業	道路旅客運送業	道路貨物運送業	水運業	
male	2008	9	5	41	9	25	9	26	20	11	39	18	9	9	2	47	3	10	6	29	134	8	
	2009	9	3	46	6	32	8	14	30	6	28	19	12	4	4	43	5	8	6	30	124	3	
	2010	9	7	37	4	24	10	15	10	1	30	22	5	6	2	32	5	7	4	32	127	4	
female	2008		2	21	1	6	7	19	11	6	5	11	2	4	3	18	2	6	1	3	43	1	
	2009	3	4	22	4	11	5	29	33	2	16	13	1	4		12	2	3	2	3	29	2	
	2010		2	9	6	5	5	20	11	6	5	19		5	1	21	3	10			27	1	
		航空運輸業	倉庫業	運輸に付帯するサービス業	郵便業	卸・小売業計	卸売業	各種商品小売業	織物・衣服等小売業	飲食料点小売業	機械器具小売業	その他の小売業	金融業、保険業	不動産業	物品賃貸業	学術・開発研究機関	専門サービス業	広告業	技術サービス業	宿泊業	飲食店	持ち帰り、配達飲食サービス業	
male	2008		8	5	4	341	99	6	17	97	42	80	39	23	19	8	15	13	26	23	152	8	
	2009		6	7	8	306	97	4	9	73	43	80	35	32	13	6	16	12	28	22	121	17	
	2010	2	9	11	3	270	69	4	15	73	26	83	36	22	14	2	14	9	23	22	102	9	
female	2008		5	6	1	522	65	17	67	207	19	147	51	11	8	5	12	11	5	30	236	34	
	2009		2	6	5	450	63	27	59	163	11	127	63	16	5	3	15	12	23	37	234	33	
	2010		2	10	1	413	44	16	48	171	13	121	58	16	9	2	9	7	10	27	249	33	
		洗濯、理容、美容、浴場業	その他の生活関連サービス業	娯楽業	学校教育	その他の教育、学習支援業	医療業	保健衛生	社会保険、社会福祉、介護事業	郵便局	協同組合	廃棄物処理業	自動車整備業	機械等修理業	職業紹介・労働者派遣業	その他の事業サービス業	政治、経済、文化団体	宗教	その他のサービス業	外国公務	国家公務	地方公務	分類不能の産業
male	2008	9	17	33	44	16	29	4	43	7	10	17	17	11	161	79	7		1		20	56	14
	2009	19	14	27	59	25	30	2	49	3	14	14	16	11	160	72	4	1	2	1	13	56	9
	2010	16	14	32	47	22	37	3	45	2	11	7	16	10	117	59	9		5		13	55	12
female	2008	66	28	37	73	30	172	4	217	7	6	1	2	4	238	68	3		2		10	40	22
	2009	43	23	38	65	42	166	2	163	4	6	1		2	281	74	5	1	1		8	49	16
	2010	41	25	35	58	33	146	5	214	2	3	4	2	1	193	77	6		1	1	9	59	13

(就業-就業 ¹ 現職の産業)		13028レコード																						
		合計	農業	林業	漁業	水産養殖業	鉱業、採掘業	建設業	製造業計	食料品製造業	飲料、たばこ製造業	繊維工業	木材、木製品製造業	家具、装備品製造業	ハルブ、紙加工品製造業	印刷・同関連業	化学工業	石油製品、石炭製品製造業	プラスチック製品製造業	ゴム製品製造業	革・同製品製造業	窯業・土石製品製造業		
male	2008	2250	62	3	7	5	2	260	159	28	9	8	6	8	15	14	21	1	25	4	1	19		
	2009	2117	87	5	5	1	1	258	123	42	7	10	3	8	4	8	16		11	2	2	10		
	2010	1869	71	9	5	2	1	209	101	30	7	5	6	2	4	10	11		11	2		13		
female	2008	2360	26					35	153	65	7	19	3	3	10	15	10		10	4	1	6		
	2009	2303	37		2			33	124	62	3	17	2	1	7	7	12		10	1		2		
	2010	2129	35	2		1		30	108	51	3	12	1	1	1	9	6		6	10	1	7		
			鉄鋼業	非鉄金属製造業	金属製品製造業	はん用機械器具製造業	生産用機械器具製造業	業務用機械器具製造業	電子部品デバイス等製造業	電気機械器具製造業	情報通信機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	その他の製造器用	電気・ガス・熱供給・水道業	通信業	放送業	情報サービス業	インターネット付随サービス業	映像・音声・文字情報制作業	鉄道業	道路旅客運送業	道路貨物運送業	水運業	
male	2008	6	4	52	7	45	10	26	13	13	40	12	7	9	2	52	4	11	7	39	150	7		
	2009	8	2	34	8	17	6	7	23	5	24	8	6	4	3	41	10	9	8	48	152	6		
	2010	5	3	28	13	18	4	13	7	3	24	7	4	2	1	26	4	6	3	50	126	5		
female	2008	1	4	14	2	8	8	14	10	3	18	14	1	9	1	17	6	5	3	3	39			
	2009	1	1	11	2	8	3	12	15	4	4	6	6	4	1	22	3	7		4	26			
	2010	1	1	14	3	5	2	18	10	4	3	6	3	3	5	12	3	5	2	1	35	1		
			航空運輸業	倉庫業	運輸に付帯するサービス業	郵便業	卸・小売業計	卸売業	各種商品小売業	織物・衣服等小売業	飲食料品小売業	機械器具小売業	その他の小売業	金融業、保険業	不動産業	物品賃貸業	学術・開発研究機関	専門サービス業	広告業	技術サービス業	宿泊業	飲食店	持ち帰り、配達飲食サービス業	
male	2008		6	9	10	298	115	10	10	76	29	58	43	41	16	7	27	9	32	16	103	8		
	2009		9	9	9	274	92	9	9	67	37	60	26	36	12	3	27	5	28	27	115	13		
	2010		11	10	11	258	83	5	7	64	35	64	45	38	10	2	22	5	28	19	91	6		
female	2008		7	4	4	448	89	26	57	164	11	101	57	20	14	5	24	10	18	33	176	30		
	2009	1	8	5	6	484	71	28	54	203	23	105	55	12	7	8	18	3	17	37	201	32		
	2010		10	5	2	433	63	25	51	163	17	114	51	16	7	6	11	2	12	19	169	35		
			洗濯、美容、浴場業	その他の生活関連サービス業	娯楽業	学校教育	その他の教育、学習支援業	医療業	保健衛生	社会保険、社会福祉、介護事業	郵便局	協同組合	廃棄物処理業	自動車整備業	機械等修理業	職業紹介・労働者派遣業	その他の事業サービス業	政治、経済、文化団体	宗教	その他のサービス業	外国公務	国家公務	地方公務	分類不能の産業
male	2008	13	20	28	43	28	33	1	51	1	7	27	14	17	133	129	15	2			3	33	13	
	2009	20	23	38	53	27	36	4	67	5	11	18	13	13	78	119	22	4	3	1	8	41	11	
	2010	14	12	22	56	23	48	1	62	2	7	17	17	12	82	105	19	3	4		9	36	12	
female	2008	46	33	35	72	34	203	4	268	5	9	7	2	2	219	113	10	2	3	1	5	36	7	
	2009	50	25	38	73	45	195	6	271	3	6	1	2	2	160	104	14	1			8	53	16	
	2010	42	18	37	64	41	185	4	283	1	2	1	2	3	152	103	13	1	3	2	14	57	10	

(就業-失業)		7715レコード																					
		合計	農業	林業	漁業	水産養殖業	鉱業、採掘業	建設業	製造業計	食料品製造業	飲料、たばこ製造業	繊維工業	木材、木製品製造業	家具、装備品製造業	パルプ、紙加工品製造業	印刷・同関連業	化学工業	石油製品、石炭製品製造業	プラスチック製品製造業	ゴム製品製造業	革・同製品製造業	窯業・土石製品製造業	
		male	2008	1034	14	1	4	2	3	171	81	20	5	6	8	4	3	12	7		8	1	
	2009	1555	12	2	3	1	2	229	142	27	4	12	14	6	10	14	14	1	18	6	2	18	
	2010	1291	10	7			1	199	100	22	6	11	6	4	5	10	9	3	12	1		11	
female	2008	855	7	1		1		20	79	38		22		1	4	7	2		3		1	1	
	2009	1118	3			1		27	93	29		20	2	4	4	8	5		15	5		1	
	2010	942	4			1		28	75	30	3	18	4		4	5	3		2	1		5	
		鉄鋼業	非鉄金属製造業	金属製品製造業	はん用機械器具製造業	生産用機械器具製造業	業務用機械器具製造業	電子部品デバイス等製造業	電気機械器具製造業	情報通信機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	その他の製造器用	電気・ガス・熱供給・水道業	通信業	放送業	情報サービス業	インターネット付随サービス業	映像・音声・文字情報制作業	鉄道業	道路旅客運送業	道路貨物運送業	水運業	
		male	2008	6	2	28	9	17	1	9	10	5	20	12	4	4		16	2	6	3	14	72
	2009	14	8	56	9	40	12	36	25	13	33	10	2	6	1	28	1	9	3	23	76	1	
	2010	7	7	33	7	31	10	15	23	6	23	20	4	1	1	35	5	7	2	7	61	2	
female	2008			13	1	5	2	9	5	3	5	5		6		8	1					16	
	2009		2	17	2	11	5	30	21	4	10	10	1	2		10	1	2	1			13	
	2010	3	1	8	2	4	6	10	8	8	9	5	1	2		15	1	3		2	15	1	
		航空運輸業	倉庫業	運輸に付帯するサービス業	郵便業	卸・小売業計	卸売業	各種商品小売業	織物・衣服等小売業	飲食料品小売業	機械器具小売業	その他の小売業	金融業、保険業	不動産業	物品賃貸業	学術・開発研究機関	専門サービス業	広告業	技術サービス業	宿泊業	飲食店	持ち帰り、配達飲食サービス業	
		male	2008	1	5	7	6	149	56	3	7	24	16	43	15	11	3	3	8	3	15	16	41
	2009		7	7	6	204	69	3	10	42	29	51	27	16	9	4	10	7	15	12	28	3	
	2010	2	4	6	5	182	66	3	6	35	23	49	19	23	4	2	10	9	17	12	44	7	
female	2008	1	2		3	198	39	6	20	80	8	45	24	11	6	1	10	3	2	17	67	11	
	2009		1	4	1	209	39	7	22	83	7	51	54	5	5	3	13	5	10	6	73	16	
	2010	2	2	6	3	192	36	15	23	72	4	42	27	2	2		7	2	4	20	54	11	
		洗濯、理容、浴場業	その他の生活関連サービス業	娯楽業	学校教育	その他の教育、学習支援業	医療業	保健衛生	社会保険、社会福祉、介護事業	郵便局	協同組合	廃棄物処理業	自動車整備業	機械等修理業	職業紹介・労働者派遣業	その他の事業サービス業	政治、経済、文化団体	宗教	その他のサービス業	外国公務	国家公務	地方公務	分類不能の産業
		male	2008	2	6	24	4	14	5		12	3	5	3	10	7	78	34	2		2		1
	2009	4	4	17	11	10	11	1	15	3	7	9	12	6	206	48	7	1			4	13	14
	2010	9	10	28	14	9	10	1	20	4	3	7	11	6	88	61			1		3	15	21
female	2008	21	10	16	4	7	54	1	59	1	5	1	1		80	30	3			1	5	9	4
	2009	19	8	18	13	7	71	1	66	1	1	4	1	1	171	31	3		2		3	17	9
	2010	21	11	13	20	10	66	1	62	2	6	2		2	112	30	3		1		4	22	8

(就業-就業,前職の就業状態)			13028レコード								
		合計	正規の職員・従業員	パート・アルバイト	派遣社員	その他の雇用者	会社などの役員	自営業主	自家営業の手伝い	内職	不詳
male	2008	2,250	1,380	402	147	124	65	107	14		11
	2009	2117	1,323	367	140	108	62	99	9		9
	2010	1869	1,110	377	99	112	50	103	10		8
female	2008	2360	631	1,300	221	100	8	39	31	15	15
	2009	2303	610	1,217	264	110	7	30	37	19	9
	2010	2129	516	1,197	183	132	13	24	38	17	9
(就業-就業,現職の就業状態)			13028レコード								
		合計	正規の職員・従業員	パート	アルバイト	派遣社員	契約社員・嘱託	その他	不詳		
male	2008	1983	1,101	123	271	113	280	95			
	2009	1842	1,015	137	285	56	243	106			
	2010	1646	870	137	241	52	283	62	1		
female	2008	2266	659	816	283	201	225	82			
	2009	2191	572	879	327	137	179	97			
	2010	2032	500	833	268	126	219	86			
(就業-失業)			7715レコード								
		合計	正規の職員・従業員	パート・アルバイト	派遣社員	その他の雇用者	会社などの役員	自営業主	自家営業の手伝い	内職	不詳
male	2008	1034	666	167	71	57	19	43	6		5
	2009	1555	964	250	197	59	14	61	4		6
	2010	1291	827	213	82	65	20	65	6		13
female	2008	855	346	400	76	16	1	6	6	3	1
	2009	1118	399	505	165	27	2	6	7	4	3
	2010	942	362	425	105	30	3	8	5	2	2

(4) 多項ロジット分析

就業-就業[↑]及び就業-失業の推移確率についての多変量解析を実施した。手法は多項ロジットモデルを使用した。

$$\log\left(\frac{P_{jt}}{P_{0t}}\right) = \alpha_{jt} + \sum \beta_j X_t \quad j=0,1,2,3 \quad 0:\text{就業-就業} \quad 1:\text{就業-就業}^{\uparrow} \quad 2:\text{就業-失業} \quad 3:\text{就業-非労}$$

t-1期の労働力状態(0:就業)からt期の労働力状態(j,0:就業、1:就業[↑]、2:失業、3:非労)に推移する確率をxの説明変数で解析した。

説明変数xは、年齢階級 1:15-24歳、2:25-34歳、3:35-44歳、4:45-54歳、5:55-64歳
学歴 1:高校卒業または在学、2:短大、高専または在学、3:大学または在学
収入 1:0~200万円、2:200~400万円、3:400~700万円、4:700~1000万円、5:1000~1500万円、6:1500万円以上

(以下ダミー変数)

前職の離職理由として、①自己都合、②勤め先都合、③定年等雇用期間の満了、④よりよい仕事を探すため

~~前職の産業として、①製造業、②建設業、③卸・小売業、④労働者派遣業~~

前職の雇用形態として、①正社員、②パート・アルバイト、③派遣社員

景気状況の変動を考慮し年ダミーとして、①2008年、②2009年、③2010年

(5) 結果の概要

○男性では、就業-就業[↑]に推移する者の特徴として、年齢が上がるほど少なくなり(係数-)、学歴が高くなるほど多く(+)なる。収入が低い人ほど多い(-)。また、離職理由として「よりよい条件の仕事を探すため」に離職した者が多く(+)なる。

○また、就業-失業に推移する者の特徴として、勤め先都合による者、定年等雇用期間の満了により離職した者が多く(+)なる。

○女性では、就業-就業[↑]に推移する者の特徴として、男性と同様に年齢は上がるほど、少なく(-)、学歴が高くなるほど多く(+)、収入が低い人ほど多い(-)。また、自己都合で離職した人も少ない(-)。

○また、就業-失業に推移する者の特徴としては、年齢が高くなるほど少なく(-)、学歴が高いほど少ない(-)。勤め先都合による者、定年等雇用期間の満了により離職した者が多くなる(+)。

note: nen2010 omitted because of collinearity
 Iteration 0: log likelihood = -50325.28
 Iteration 1: log likelihood = -38225.906
 Iteration 2: log likelihood = -30911.342
 Iteration 3: log likelihood = -29504.662
 Iteration 4: log likelihood = -29385.34
 Iteration 5: log likelihood = -29384.82
 Iteration 6: log likelihood = -29384.82

【男性】

Multinomial logistic regression
 Log likelihood = -29384.82
 Number of obs = 162365
 LR chi2(36) = 41880.92
 Prob > chi2 = 0.0000
 Pseudo R2 = 0.4161

ido	Coef.	Std. Err.	z	P> z	[95% Conf. Interval]	
0	(base outcome)					
1						
age	-.0720802	.0163878	-4.40	0.000	-.1041998	-.0399607
education	.0625136	.0192744	3.24	0.001	.0247365	.1002907
income	-.3331941	.0168971	-19.72	0.000	-.3663119	-.3000764
jikotsugo_dummy	.1495418	.0858472	1.74	0.082	-.0187157	.3177992
tsutomesakitsugo_dummy	.7774254	.0464978	16.72	0.000	.6862914	.8685595
teinen_dummy	1.65202	.0792847	20.84	0.000	1.496625	1.807415
yoishigoto_dummy	.3563645	.0464353	7.67	0.000	.265353	.447376
seisyain_dummy	4.432601	.0483537	91.67	0.000	4.33783	4.527373
part_dummy	4.442155	.064305	69.08	0.000	4.316119	4.56819
hakensyain_dummy	4.345531	.0839315	51.77	0.000	4.181028	4.510034
nen2008	.1967828	.041852	4.70	0.000	.1147544	.2788113
nen2009	.0714328	.0418806	1.71	0.088	-.0106518	.1535173
nen2010	0	(omitted)				
_cons	-4.756975	.0749468	-63.47	0.000	-4.903868	-4.610082
2						
age	.0677339	.0181275	3.74	0.000	.0322046	.1032631
education	-.0006522	.0232814	-0.03	0.978	-.0462829	.0449784
income	-.9760437	.0214592	-45.48	0.000	-1.018103	-.9339844
jikotsugo_dummy	.7617571	.087216	8.73	0.000	.5908168	.9326974
tsutomesakitsugo_dummy	1.280636	.0528115	24.25	0.000	1.177127	1.384145
teinen_dummy	2.239725	.0857487	26.12	0.000	2.071661	2.40779
yoishigoto_dummy	.0023036	.0661726	0.03	0.972	-.1273924	.1319997
seisyain_dummy	3.764153	.0512331	73.47	0.000	3.663738	3.864568
part_dummy	3.337744	.0725292	46.02	0.000	3.19559	3.479899
hakensyain_dummy	3.708559	.0915083	40.53	0.000	3.529206	3.887912
nen2008	-.0861819	.0512569	-1.68	0.093	-.1866435	.0142798
nen2009	.213168	.0469701	4.54	0.000	.1211082	.3052278
nen2010	0	(omitted)				
_cons	-3.773022	.0763365	-49.43	0.000	-3.922639	-3.623405
3						
age	-.1576582	.0210561	-7.49	0.000	-.1989274	-.116389
education	.4641923	.0242395	19.15	0.000	.4166839	.5117008
income	-1.274836	.0279442	-45.62	0.000	-1.329606	-1.220066
jikotsugo_dummy	1.827517	.0687677	26.58	0.000	1.692735	1.962299
tsutomesakitsugo_dummy	-.1054696	.083818	-1.26	0.208	-.2697499	.0588107
teinen_dummy	2.299787	.094425	24.36	0.000	2.114717	2.484856
yoishigoto_dummy	-1.671049	.1363355	-12.26	0.000	-1.938262	-1.403836
seisyain_dummy	2.189127	.0667317	32.80	0.000	2.058335	2.319919
part_dummy	2.313107	.0803483	28.79	0.000	2.155627	2.470587
hakensyain_dummy	1.214782	.1899045	6.40	0.000	.842576	1.586988
nen2008	-.1555959	.0603091	-2.58	0.010	-.2737996	-.0373922
nen2009	-.0338973	.0580267	-0.58	0.559	-.1476276	.0798331
nen2010	0	(omitted)				
_cons	-2.822738	.0792043	-35.64	0.000	-2.977976	-2.667501

←(就業・就業)

←(就業・就業')

←(就業・失業)

←(就業・非労)

note: nen2010 omitted because of collinearity

Iteration 0: log likelihood = -65248.224
 Iteration 1: log likelihood = -61027.897
 Iteration 2: log likelihood = -47384.669
 Iteration 3: log likelihood = -47075.873
 Iteration 4: log likelihood = -44512.186
 Iteration 5: log likelihood = -43295.991
 Iteration 6: log likelihood = -42871.925
 Iteration 7: log likelihood = -42753.3
 Iteration 8: log likelihood = -42752.863
 Iteration 9: log likelihood = -42752.863

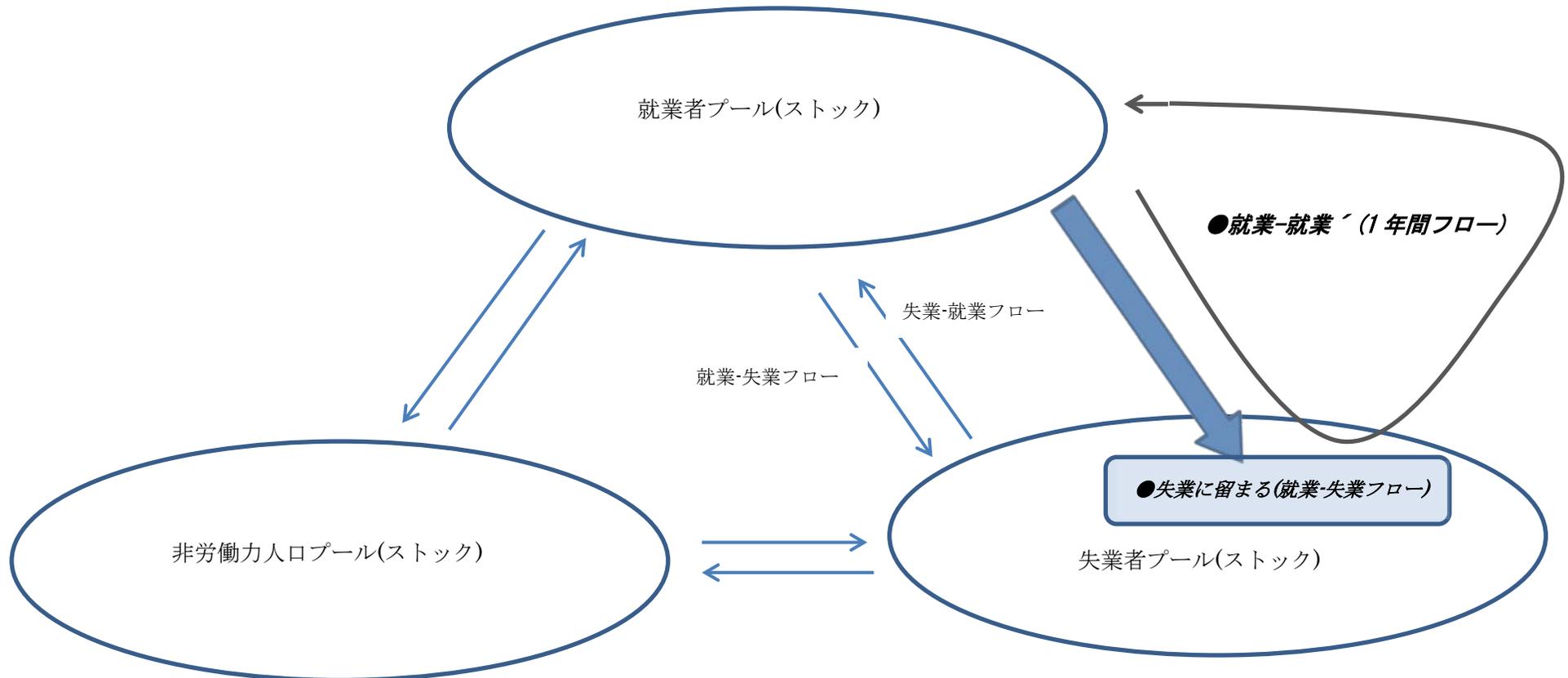
【女性】

Multinomial logistic regression Number of obs = 127177
 LR chi2(36) = 44990.72
 Prob > chi2 = 0.0000
 Pseudo R2 = 0.3448

ido	Coef.	Std. Err.	z	P> z	[95% Conf. Interval]		
0	(base outcome)						
1							
	age	-.1764468	.0142681	-12.37	0.000	-.2044117	-.1484818
	education	.0860025	.0213654	4.03	0.000	.044127	.127878
	income	-.4130488	.0242778	-17.01	0.000	-.4606324	-.3654651
	jikotsugo_dummy	-.5469176	.0511846	-10.69	0.000	-.6472376	-.4465975
	tsutomesakitsugo_dummy	.393645	.0480031	8.20	0.000	.2995606	.4877294
	teinen_dummy	1.091573	.0700702	15.58	0.000	.9542376	1.228908
	yoishigoto_dummy	.1666353	.0418111	3.99	0.000	.0846871	.2485836
	seisyain_dummy	4.452874	.0542042	82.15	0.000	4.346635	4.559112
	part_dummy	4.461944	.0498528	89.50	0.000	4.364234	4.559653
	hakensyain_dummy	4.428708	.0704147	62.89	0.000	4.290697	4.566718
	nen2008	.1452328	.0381641	3.81	0.000	.0704325	.2200331
	nen2009	.0808922	.0381726	2.12	0.034	.0060753	.1557092
	nen2010	0 (omitted)					
	_cons	-4.273017	.07507	-56.92	0.000	-4.420151	-4.125882
2							
	age	-.1210096	.0186846	-6.48	0.000	-.1576308	-.0843884
	education	-.1839512	.0299799	-6.14	0.000	-.2427108	-.1251916
	income	-.7534806	.0372655	-20.22	0.000	-.8265197	-.6804414
	jikotsugo_dummy	.0639994	.0613785	1.04	0.297	-.0563004	.1842991
	tsutomesakitsugo_dummy	.8878491	.0589811	15.05	0.000	.7722482	1.00345
	teinen_dummy	1.606628	.0832269	19.30	0.000	1.443506	1.76975
	yoishigoto_dummy	-.4083944	.0669495	-6.10	0.000	-.539613	-.2771758
	seisyain_dummy	4.424356	.0647292	68.35	0.000	4.297489	4.551223
	part_dummy	3.749499	.0611742	61.29	0.000	3.629599	3.869398
	hakensyain_dummy	4.079258	.0882988	46.20	0.000	3.906195	4.25232
	nen2008	-.0310161	.0518479	-0.60	0.550	-.1326362	.0706039
	nen2009	.1688771	.0489416	3.45	0.001	.0729532	.2648009
	nen2010	0 (omitted)					
	_cons	-4.054996	.0934147	-43.41	0.000	-4.238085	-3.871906
3							
	age	-.0271441	.0128879	-2.11	0.035	-.052404	-.0018842
	education	.1470063	.0185667	7.92	0.000	.1106163	.1833963
	income	-1.175549	.0286491	-41.03	0.000	-1.2317	-1.119398
	jikotsugo_dummy	.9940289	.0315891	31.47	0.000	.9321154	1.055942
	tsutomesakitsugo_dummy	-.3175827	.0546559	-5.81	0.000	-.4247062	-.2104591
	teinen_dummy	.8045015	.0728252	11.05	0.000	.6617668	.9472362
	yoishigoto_dummy	-1.928116	.0786938	-24.50	0.000	-2.082353	-1.773879
	seisyain_dummy	2.652767	.0462189	57.40	0.000	2.562179	2.743354
	part_dummy	2.80418	.0344131	81.49	0.000	2.736731	2.871628
	hakensyain_dummy	2.371729	.0829645	28.59	0.000	2.209122	2.534337
	nen2008	.0444763	.0339947	1.31	0.191	-.0221522	.1111047
	nen2009	.0212532	.0340097	0.62	0.532	-.0454045	.087911
	nen2010	0 (omitted)					
	_cons	-2.455284	.0568513	-43.19	0.000	-2.566711	-2.343858

分析の視点

- 前月今月のフロー分析は、就業者プール、失業者プール、非労働力プールから流入量、流出量を計測することでストック量の変化が説明することが可能であり、有益な分析手法の一つとなっている。
- 1年間フローでは、①就業から失業を経て(あるいは失業を経ず)、新たな就業に就く者(就業-就業[^])と、②就業から失業に留まる者(就業-失業)について分析することが可能となり、有益な分析となりえる。ただし、15・34歳階級では約3割がマッチングできないことから正確な流入・流出量が推計できないことに留意し、度数で分析する。



2014 年 1 月 23 日

「ワーク、就業及び未活用労働の統計に関する決議」について

【その 1 決議内容編】

I 背景

就業者、休業者、失業者等の諸概念は ILO(国際労働機関)が国際基準を設定しており、各国同様、日本もその基準に準拠し定義している。ILO は、国際労働統計家会議(International Conference of Labour Statisticians 以下 ICLS と称す)を開催し、労働統計に関する決議(resolution)やガイドライン(guideline)を採択してきた。

労働統計に関する ICLS の従前の決議は、1982 年(第 13 回)に採択された決議^[1]であったが、その後 30 年以上経過し、雇用形態の多様化の進展や潜在的な労働力の活用など、失業率を補う新たな指標の必要性を踏まえ、昨年(2013 年)10 月に開催された第 19 回 ICLS^[2]において従前の決議が見直され、新たな決議”Resolution concerning statistics of work, employment and labour underutilization”^[3]が採択された。

本資料は、その新たに採択された最終的な決議内容のポイントについて報告するものである(ただし、従前の決議内容、日本の労働力調査の定義と変更がない自明な点、調査実施・集計上関連が薄い点は割愛した)。

II. 会議の概要

- ・**会議名称**: 第 19 回国際労働統計家会議
(19th International Conference of Labour Statisticians)
- ・**会 期**: 2013 年 10 月 2 日(水)～10 月 11 日(金)
- ・**開 催 地**: スイス ジュネーヴ ILO 本部
- ・**参 加 者**: 106 か国・地域などからの合計 272 名(使用者代表 5 名、労働者代表 6 名、国際政府機関・非政府機関から 31 名含む)

III. 決議各論(特に重要な項目を抜粋)**III.1 決議の名称**

2013 年 10 月の ICLS で採択された就業・失業等に関する決議名は以下のとおりである。

Resolution concerning statistics of work, employment and labour underutilization

～仮訳～

ワーク、就業及び未活用労働の統計に関する決議

なお、work 及び labour underutilization についての訳語は検討の余地があるが、ここでは便宜的にワーク及び未活用労働としている。

Ⅲ.2 決議の位置付け

そもそも ILO の決議(resolution)とは、条約(convention)とは異なり、勧告(recommendation)やガイドライン(guideline)と同様に拘束力はない^[4]。さらにこの決議の位置付けについては、序文など(他に 3~4 段落)のとおり記述がある(英文における下線等の書式変更は、総務省が適宜追加したものを含む、以下同様)。

Preamble

Acknowledging that the relevance of measures of work in a given country will depend on the nature of its society, labour markets and all user needs, and that their implementation will therefore, to a certain extent, be determined by national circumstances,

～仮訳～

序文

(第 19 回 ICLS は、) …国における work の測定の妥当性は、社会の特性、労働市場や利用者のニーズに依存することから、決議内容の実施については、ある程度国の実情により決定されることを認め、 …

Ⅲ.3 work などの概念

国民経済計算(SNA)との関係整理の観点から、**work** という概念を、また work の具体的な活動として job, work activity, activity cluster を定義した。これらの詳細は、調査実施上は直接的な関係は薄いですが、就業の定義に関係する項目である。

まず、6 段落から 10 段落までにおいて、work に関する説明が続く。6 段落途中から、どの活動が work に含まれるか否かの説明、7 段落以降は work に含まれる 5 種類の形態(forms of work)についての概念説明と図が示されている。概要は以下のとおり(カッコ内の数字は段落番号を示す)。

(6) **Work** comprises any activity performed by persons of any sex and age to produce goods or to provide services for use by others or for own use. (以下略)

～仮訳～

(6)ワークは、あらゆる性別・年齢の人によって行われる、他人または自分自身のための財・サービスを生産する活動から成る。

～仮訳（work の概念などについての抜粋）～

(6 続き)

- (a) ワークは、活動の公式性、合法性によらず定義される。
- (b) ワークは、財・サービスの生産とは無関係の活動等を除く
- (c) ワークの概念は、2008SNA における一般的生産境界にそそえ、その経済単位は市場向けか、非市場向けか、家計の自己最終消費かの観点で区別している。
- (d) ワークは、あらゆる経済単位によってなされる。

図表 1: ワークの形態など

<p>ワークの形態(forms of work)…生産物の意図された目的（自己最終使用か他人使用か）、取引の性質（現金か非現金か移転か）に基づき、互いに排他的な5種類に区別 (7)</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 自家使用生産のワーク：自家最終消費のための生産活動(<i>own-use production work</i>) (b) 就業のワーク：給料・利益を得るため他人のために行われる仕事(<i>employment work</i>) (c) 無給の訓練のワーク：職業上の経験やスキルを得るため、無給で他人のために行われる仕事(<i>unpaid trainee work</i>) (d) ボランティアのワーク：他人のために行われる非強制的・無給の仕事(<i>volunteer work</i>) (e) その他のワーク：この決議では定義しない(<i>other work activities</i>)。無給の地域サービス、刑務所の作業、兵役の代替作業などを含む (8) <p>※同じ人が、平行して・連続して1つまたは複数の種類のワークに従事し得る。(9)</p>	<p>ワークに含まれない活動 (6(b))</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 財・サービスの生産に関わらない活動（例：物乞い、盗み） ➢ セルフケア（身づくろい、衛生） ➢ 他人が代わって行えない活動（睡眠、学習、余暇）
--	---

図表 2: work の形態の分類(決議本文より)

Diagram 1. Forms of work and the System of National Accounts 2008

Intended destination of production	for own final use		for use by others				
	Forms of work	Own-use production work		Employment (work for pay or profit)	Unpaid trainee work	Other work activities	Volunteer work
of services		of goods	in market and non-market units				in households producing goods services
Relation to 2008 SNA		Activities within the SNA production boundary					
	Activities inside the SNA General production boundary						

次に、その他(other work activities)を除く 4 種類の work において、1 人が単一の経済単位における業務・義務の集合として、就業の場合 **job** と定めた。複数企業経営や副業の場合は、**job** を複数持つことになる。その場合、**main job** とは、労働時間に関する国際基準に従い、ふだん最も長く従事している **job** を指す。また、自家使用生産、無給の訓練、ボランティアの場合は **work activity** と定めた。

図表3:work の種類とその業務・活動の名称

work の種類	1 人が単一の経済単位で行う業務・義務の集合
就業(employment)	job
自家使用生産(own-use production) 無給の訓練(unpaid trainee) ボランティア(volunteer)	work activity

(12(b))及び(13)よりまとめたもの

Ⅲ.4 就業者

Ⅲ.4.1 就業者①休業者

ILO 事務局から、休業者の定義について、「休業の理由」を中心に、各国でさまざまな要件が用いられていることから、統一を図るため、仕事との結び付きがある上で、①病休、出産休暇などの短期的な場合と、②育児休暇、ストライキなどの突発的な理由の場合(②の場合は最大3か月程度まで)とを区分して整理することが提案された。

各国からは、

①賃金の継続受給は休業の重要な証拠として文言に残すべき。

②「仕事への復帰の見込み」は解釈の幅が広すぎる

③休業が最大3か月までという閾値は、育児休暇、勉強のための休暇、病休など国より法的な制度内での場合は設定すべきではない。

などの意見があった。結論として、①を追加、③育児休暇は期限を設けない、また期限がある場合も「推奨される閾値は、原則として3か月」など表現が緩められた。さらに、会議後の最終版では、復帰保証がある場合は3か月要件も拡大可能となった。

(29) Employed persons on “temporary absence” during the short reference period refers to those who, having already worked in their present job, were “**not at work**” for a short duration but maintained a job attachment during their absence. (以下略)

～仮訳～

(29) 就業者における休業者とは、短い参照期間に、既に現職を持っていて、短期間仕事に就いていなかったが、休業中も仕事との結び付きを維持している者である。

～仮訳～

(29 続き 抄)

- (a) 仕事との結び付き (job attachment) は、休業の理由（特定の理由の場合、給料の継続的な受領 and/or 休業の合計期間） を基に規定される。
- (b) 仕事との結び付き (job attachment) が維持される休業の理由は、そもそも短期間のものであり、例えば、病気や怪我による休暇、公休日、年次休暇、法定の出産休暇などを含む。
- (c) 以下の理由等の場合、仕事との結び付き (job attachment) に関して、追加的な確認が必要である；例…育児休暇、教育休暇、介護休暇、その他個人的休暇、ストライキ、ロックアウト、一時解雇などの経済活動縮小、悪天候・機械・電気・通信故障・情報機器の問題・原材料/燃料不足による業務停止。
- (i) これらの理由の場合、給料の継続的な受領 and/or 休業の合計期間という追加的な確認が適用される。期間の閾値は、法律で規定された or 慣例的に行われている休暇期間 and/or 季節パターンを踏まえた雇用期間を勘案し、概して 3 か月を超えないべきである (should be, in general, not greater than three months)。同じ経済単位での雇用復帰が保障されている場合は、この閾値は 3 か月を超えてもよい (may be greater than three months)。
- (ii) 実務上の目的から、休業の合計期間が不明の場合、経過期間で代用してもよい。

III.4.2 就業者②時間関連不完全就業者

ILO 事務局から、第 16 回 ICLS (1998 年) の決議に基づき、就業者において

- ・追加的な時間就業を希望している
- かつ・特定の閾値よりも短い時間就業している
- かつ・追加的な時間就業可能である

の 3 条件をすべて満たす者を ***Time-related underemployment*** (時間関連不完全就業者) とすることとした。

この概念を設定した意図は、パートタイムなど若干働いているため就業者に区分されるが、就業時間の面では満足していない者を未活用労働として捕らえることである。

なお閾値の設定は usual ベースの中央値や最頻値などを参考に、各人の時間は actual ベースでの計測を提案した。さらに、その短時間が一時的な理由か経常的なものかを区分することも有用である旨説明があった。

各国からは、

- ・各人の就業時間の計測については、「慣行や不完全就業の意味から usual ベースが望ましい」という意見と「経済情勢などを理由に減らされている場合は労働市場の概念の一貫性を保持すべく actual ベースであるべき」という意見が併存した (→最終的には、usual ベースも認めるよう当初案から緩められた)。
- ・閾値設定については、中央値や最頻値は有用ではなく、各地域のフルタイム・パートタイムの区分の基準に基づくべきである。
- ・追加就業希望は主観的であり、求職活動の有無などできるだけ客観的にすべきである。

- ・追加就業可能性の基準は「信頼性に疑問」との意見もあったが、「客観性が増し、失業との整合の観点から必要」との意見もあった。

(43) **Persons in time-related underemployment** are defined as all persons in employment who, during a short reference period, **wanted to work additional hours, whose working time in all jobs was less than a specified hours threshold**, and who **were available to work additional hours** given an opportunity for more work, where: (以下略)

～仮訳～

(43) 時間関連不完全就業者とは、就業者のうち、短い参照期間に、①追加的に仕事をすることを希望し、かつ②（副業を含めた）すべての仕事の合計就業時間が特定の閾値よりも短く、かつ③追加的な時間就業可能な者である；

(a) 就業時間の概念は、実際の実業時間(hours actually worked)若しくはふだんの就業時間(hours usually worked)で、測定の方法により、また国際基準に従う。

(b) 追加的な時間(additional hours)は、同じ仕事、追加的な仕事、若しくは代替となる別の仕事における就業時間である。

(c) 閾値(hours threshold)は、フルタイム or パートタイムの境界、若しくはすべての就業者のふだんの就業時間の中央値 or 最頻値、若しくは関連法令や国の慣例、特定の労働者団体の定めで決められた就業時間に基づく。

(d) 就業可能(available)は、国の実情により必要となる離職・転職にかかる一般的な時間を考慮した短い参照期間を踏まえて設定されるべきである。

図表4: 時間関連不完全就業者の扱い

従前定義（1982年決議）	新定義（2013年決議）	日本（現行）
言及なし (1998年決議あり)	時間関連不完全就業者として新たに定義	③就業可能性は調査項目なし ⇒見直しの必要あり (特定調査票に項目追加)

Ⅲ.5 失業者

Ⅲ.5.1 失業者①失業者の3条件

ILO 事務局の冒頭説明において、失業者は、①就業してなく、②4週間 or 1か月以内に仕事を探す活動をしており、③就業可能な者(国情により参照期間を先へ2週間を超えないで拡大可能)の3条件を満たす者との提案があった(太字部分が新規追加部分)。

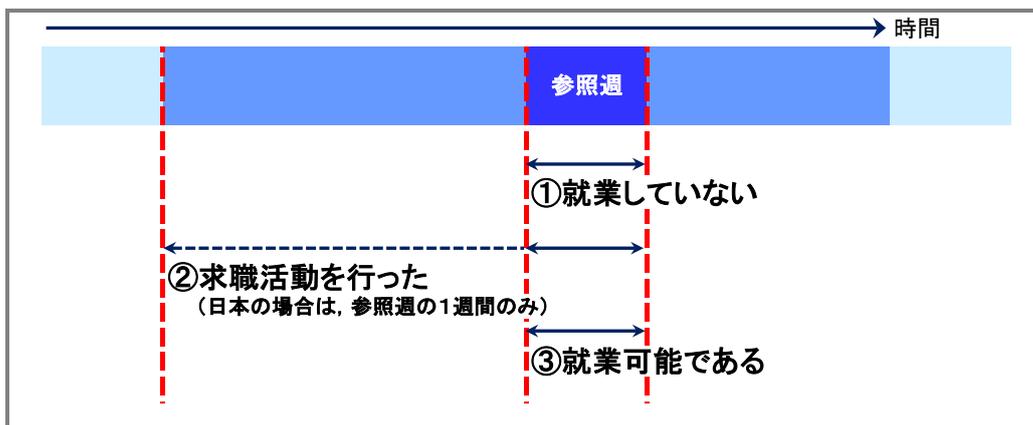
この変更に関する ILO の意図は、②については、長期失業の実態などを踏まえ、既に求職の期間は調査の参照期間である1週間よりも長い期間で把握されていることが国際的な慣例であり、その期間を今回の決議で定め、③については、引越し・託児などの個人的事情により就業状態が左右されないよう定めることである。

図表5: 失業者の定義に関する比較((1)求職活動期間の取扱い, (2)従前/(3)新定義)

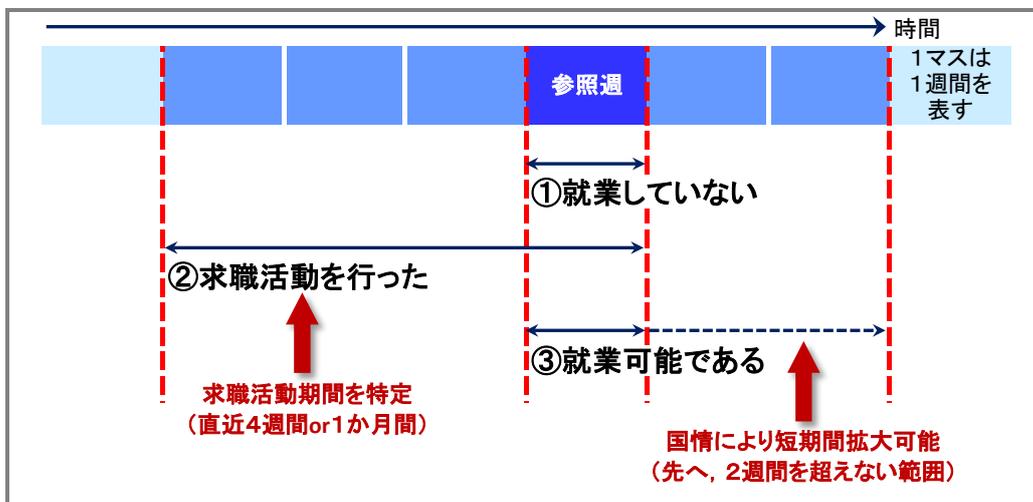
(1)求職活動の期間の取扱い

従前定義（1982年決議）	新定義（2013年決議）	日本（現行）
最近の特定期間	直近 4 週間又は 1 か月間	月末 1 週間 就業状態の参照期間, 過去の求職活動の結果待ちも含む

(2)従前定義(1982年決議:第13回ICLS)



(3)新定義(2013年決議:第19回ICLS)



日本からの意見として

- ・求職の期間を4週間か1か月とした場合、4週間前に「失業者」、3週間前に「就業者」、2週間前に「非労働力人口」と変化した場合、調査では「失業者」となる
- ・求職の期間を長くすることは、経済情勢が不安定な時期に事例のような者が失業に含まれることにより、失業率の上方バイアスを引き起こす恐れがある
- ・日本では、調査員が調査票を配布する調査方法を行っており、そのような場合、電話聞き取り調査と違い、判断要件によって参照する期間が異なることは回答者の混乱を招き正確な記入が保たれない恐れがある

旨の懸念を表明した。

これについては、各国から賛同は寄せられず、失業が長期化に伴い求職期間も長くなる傾向にあり、社会実態としては原案で問題ないなどの指摘があり、原案のとおり、求職の期間は、直近4週間もしくは1か月間とすることとなった。なお、第 19 回 ICLS[2]の資料 Room Document 12 の Table 16a(p.45)によると、直近調査(2000～2010年)の求職期間について、有効回答 142 か国中、参照週間(1 週間)を採用しているのは 34 か国(23.9%)、4 週間は 81 か国(57.0%)、1 か月間は 15 か国(10.6%)となっており、合計 96 か国(67.6%)が既に新決議に沿っている。

最終的な決議の文言については、次のとおりとなった。

(47) **Persons in unemployment** are defined as all those of working age who were not in employment, carried out activities to seek employment during a specified recent period and were currently available to take up employment given a job opportunity, where: (以下略)

～仮訳～

(47)失業者とは、一定年齢以上で、就業しておらず、(かつ) 参照期間中に仕事を探す活動(求職活動)をし、かつ 就業の機会があれば現に就業可能なすべての者と定義される；

(a)就業していない(not in employment)とは、就業の測定についての短い参照期間から決定される。

(b)仕事を探す(seek employment)とは、直近4週間または1か月間から成る参照期間中に(during a specified recent period comprising the last four weeks or one month)、仕事を見つける or 事業や農業を始める目的で何らかの活動を行ったことを指す。これには、国内外のパートタイム、インフォーマル、一時的、季節的、臨時的な仕事を含む。(以下略)

(c) (略)

(d)現に就業可能(currently available)とは、短い参照期間の就業に関して、現在仕事を始める用意ができていないかで検証される。

(i)国の状況に応じて、その参照期間は、様々な人々の失業状況を適切な範囲とするため、参照期間(1週間)に続いて2週間を超えない範囲で拡大可能(may be extended to include a short subsequent period not exceeding two weeks in total)である。

.5.2 失業者 就業可能な内定者等の特殊扱い

ILO 事務局から、就業可能な内定者・職業訓練生については、求職活動をしていなくても、就業まで概ね3か月以内の場合、失業者とする旨の説明があった(「失業者」とするのは、従前の決議内容と同様で、新たに就業時期の条件が追加された)。

これに関する ILO の意図は、就業可能であるが就業していない者を未活用労働として幅広く捉えたいということである。

日本から

・内定者や職業訓練生について求職条件を考えない合理的な理由が見当たらないこと

- ・例えば、会社の採用意欲が強いと失業者が増大する結果となること
- ・学生が卒業する時期のみ、突然失業者が増大することになり特異な季節性が生じる。この失業者の一部は困窮してはおらず数字としてはノイズを含むことになり、また政策的な意味ではミスリーディングな解釈をされる恐れがあること

と指摘した。他に、内定者も求職を基準とすべきとの指摘、3か月以内は長いとの指摘もあった。

しかし、他国より、一時的な内定を得ても、将来的なフルタイムの仕事を探している者などもある場合があるなどの意見があり、最終的に原案のとおり、失業者として取り扱われることとなった。

なお、休憩時間中、我が方の主張に対して、ILO 事務局より、我が方の懸念について確認があり、我が方から、4月の就職内定を得ている学生が3月の時点で失業者に計測されることなどを説明したのに対し、先方から、3月中は学生の状態であるので失業者として取り扱わない解釈も考えられるとの返答があった。

図表6: 就業可能な内定者等の扱い

従前定義（1982年決議）	新定義（2013年決議）	日本（現行）
失業者	失業者 ただし、概ね3か月以内に就業	非労働力人口 (∵ 求職活動の要件を満たさない) ⇒検討の必要あり ※学生は卒業しても3月いっぱいには就業可能でないと扱うことが可能

(48) Included in unemployment are:

- (a) **future starters** defined as persons “not in employment” and “currently available” who did not “seek employment”, as specified in paragraph 47, because they had already made arrangements to start a job within a short subsequent period, set according to the general length of waiting time for starting a new job in the national context but generally not greater than three months;
(以下略)

～仮訳～

(48) 失業者には以下の者を含む：

- (a) 内定者 (future starters) すなわち、就業しておらず、現に就業可能であるが、既に参照期間に続く近い期間のうちに、仕事を始める手配がなされているため、47段落に規定された仕事を探す活動をしなかった者である。なお、新たな仕事を始めるまでの待機期間の長さは、国の状況により一般的な長さとするが、概して3か月を超えないこととする。
(以下略)
- (b) 雇用促進事業における能力訓練 or 再訓練参加者で、就業しておらず、現に就業可能であるが、一般に3か月を超えない近い期間のうちに、仕事の申し出を受けたため、仕事を探す活動をしなかった者
- (c) 就業していないが、就業のため外国へ移住する活動を行い、出国の機会を待っている者

Ⅲ.6 非労働力人口のうち、潜在(的)労働力人口

ILO 事務局から、非労働力人口の内訳で、失業者に近い分類として以下の3種類の潜在(的)労働力人口の提案があった

- (a)求職活動はしているが、就業可能でない者
- (b)求職活動はしていないが、就業可能である者
- (c)求職活動をしておらず就業可能でもないが、就業希望はある者(←(c)は最終的には削除)

この概念を設定した ILO 意図は、失業者の3要件を満たさないため非労働力人口であるが、実態は失業に近い状態である者を未活用労働として捉えることである。なお、Eurostat では、同趣旨から Underemployment and potential additional labour force statistics として、時間関連不完全就業者(5 ページ)も含めた類似の3種類のデータ(①underemployed part-time workers, ②jobless persons seeking a job but not immediately available for work and ③jobless persons available for work but not seeking it)を公表している^[5]。

これに対し、各国からは、

- ①定年を考慮し、年齢の上限を設けるのが良い
- ②(a)将来の就業可能性について、国に慣習にゆだねるのは国際比較上好ましくない。
- ③(b)には働くことが可能だが希望していない人が含まれてしまうのは不適切であるから、就業希望の条件を追加すべきである。
- ③'就業条件は主観的な項目である追加すべきではない。
- ④(c)の willing potential jobseeker(最終決議では、willing non-jobseeker)まで含めるのは指標として広範過ぎる。
- ⑤内容が多様なので、内訳を明示するのが良い。
- ⑥potential labour force とは labour force そのものを含む解釈も成り立つため、明瞭化のために potential additional labour force としてはどうか。

などの意見があった。

結論として、④について、ILO 原案に含まれていた就業希望のみある者(c)willing potential jobseeker(willing non-jobseeker)については、各国からの反対意見により潜在(的)労働力人口から除外され、追加的に有用な分析対象である旨の言及となった。

また、③について、委員会の段階では事務局預かりとなったが、全体会合での結論として反映されることとなった。すなわち、潜在(的)労働力人口に裕福で働く意思のない退職者のような例が含まれることは潜在(的)労働力人口としては不適切との指摘を踏まえ、「雇用されることを望む」という内容を加えることとなった。

(51) **Potential labour force** is defined as all persons of working age who, during the short reference period, were neither in employment nor in unemployment and:
(a) carried out activities to “seek employment”, were not “currently available” but would become available within a short subsequent period established in the light of national circumstances (i.e. **unavailable jobseekers**); or
(b) did not carry out activities to “seek employment”, but wanted employment and were “currently available” (i.e. **available potential jobseekers**).

～仮訳～

(51) 潜在（的）労働力人口は、一定年齢以上の者で、短い参照期間中就業でも失業でもなく、かつ、以下の条件（のいずれか）を満たすすべての者と定義される：

(a) ①仕事を探す活動を行い、②現に就業可能ではないが、国の状況により定められ短い期間内に就業可能となる者（就業可能ではない求職者）

または

(b) ①仕事を探す活動を行わなかったが、②就業を希望し、かつ②現に就業可能な者（就業可能な潜在（的）求職者）

(52) Among those in paragraph 51(b) it may be useful to identify separately **discouraged jobseekers**, comprising those who did not “seek employment” for labour market-related reasons as listed in paragraph 80(b).

(53) A separate group with an expressed interest in employment not included within the potential labour force but relevant for social and gender analysis in specific contexts is the **willing non-jobseekers**, defined as persons who wanted employment but did not “seek employment” and were not “currently available”.

(80) (b)... (略) ;labour market reasons (past failure to find a suitable job, lack of experience, qualifications or jobs matching the person’s skills, lack of jobs in the area, considered too young or too old by prospective employers);... (略)

～仮訳～

(52) 51(b) 段落に規定された者のうち、80(b) 段落に挙げられている労働市場関連の理由により求職しなかった者を（discouraged jobseekers^[6]）を、別に特定することは有用である可能性がある。

(53) 潜在（的）労働力人口に含まれないが、社会・ジェンダー分析の特定の観点から意味のある、労働市場に関心があるグループを、別に**非求職就業希望者**とする。これは、就業を希望していたが、仕事を探す活動を行わず、かつ、就業可能でなかった者と定義される。

(80) (b)...(略)；労働市場関連の理由（過去の求職活動の失敗、経験・資格・仕事に必要なスキルの不足、当該地域における求人不足、年齢不適合という雇用主の判断）；(略)

図表7：潜在（的）労働力人口の(1)種類, (2)取扱い及び(3)概念図

(1)潜在（的）労働力人口の種類

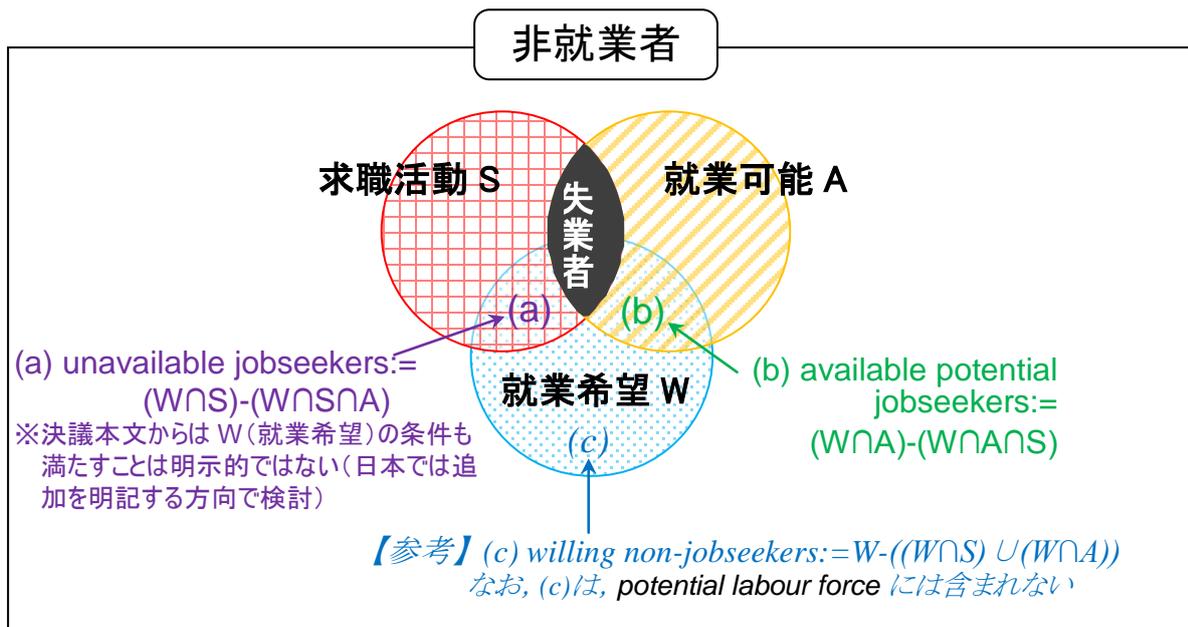
種類	求職活動	就業可能性	就業希望
(a) unavailable jobseekers	あり	今：なし 後：あり	(言及なし)
(b) available potential jobseekers	なし	あり	あり

※ILO 原案に含まれていた就業希望のみある者(c)willing non-jobseeker は削除

(2)潜在(的)労働力人口の取扱い

従前定義（1982年決議）	新定義（2013年決議）	日本（現行）
言及なし	新たに定義	調査項目あり ⇒ 選択肢・集計項目の見直し

(3)概念図(ベン図 ※総務省で事後作成)



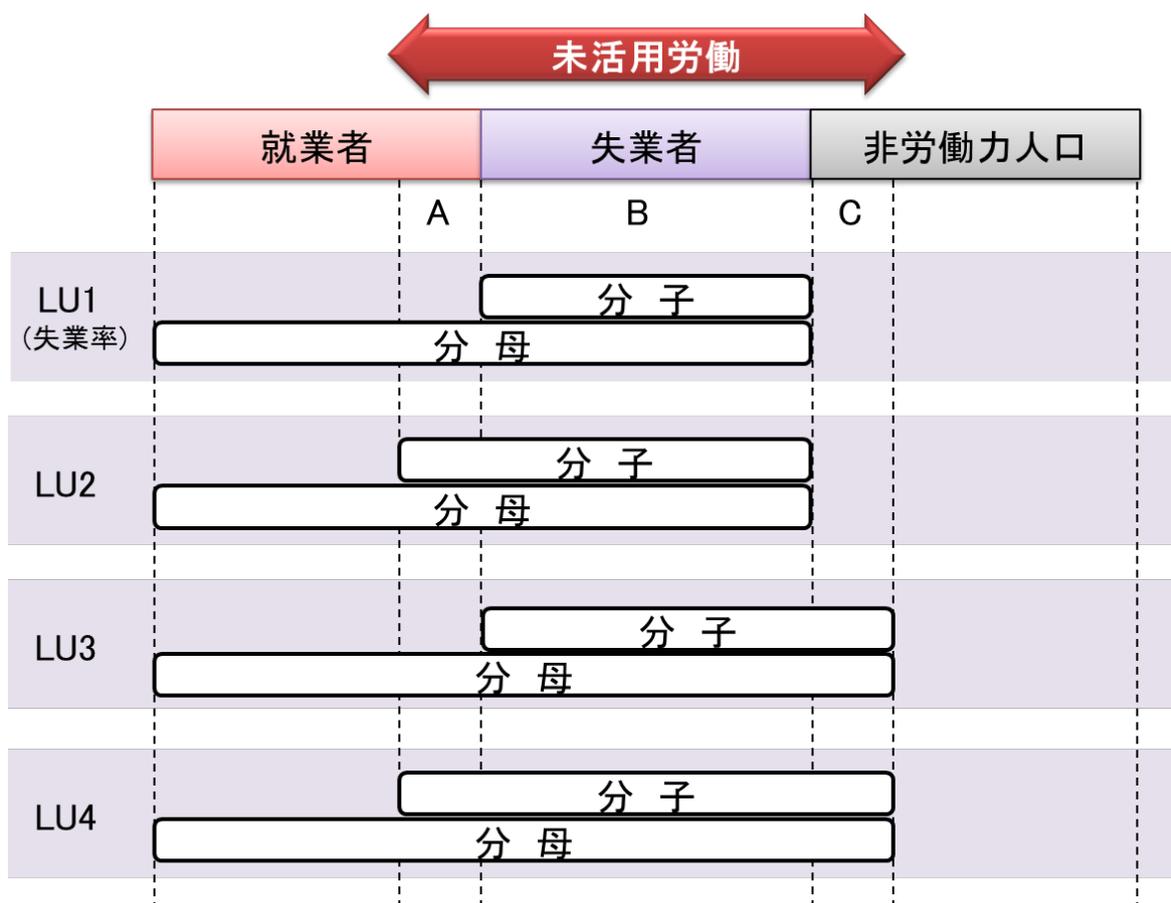
Ⅲ.7 未活用労働の指標(LU 指標)

ILO 事務局から、失業率及びそれを補う指標として、下記 LU1-4 指標が提案された。これは失業率だけでは就業に関して満足していない者の実態を捉えられないことから、各国の実情に応じた指標を選択・利用するため¹⁾の提案されたものがある。なお、2つ以上の指標がヘッドライン指標として必要とされている。

図表8: 未活用労働(Labour Underutilization)を測る指標

formula	indicator
$LU1 = \frac{U}{LF} \times 100$	失業率
$LU2 = \frac{TRU + U}{LF} \times 100$	(時間関連不完全就業者 + 失業者) の割合
$LU3 = \frac{U + PLF}{LF + PLF} \times 100$	(失業者 + 潜在(的)労働力人口) の割合
$LU4 = \frac{TRU + U + PLF}{LF + PLF} \times 100$	(時間関連不完全就業者 + 失業者 + 潜在(的)労働力人口) の割合

where:	
LF	: labour force 労働力人口
$\left\{ \begin{array}{l} \text{TRU} \\ \text{U} \end{array} \right.$: time-related underemployment 時間関連不完全就業者
	: unemployment 失業者
PLF	: potential labour force 潜在（的）労働力人口



各国からは、

- ①失業率(LU1)が最重要の指標であり、ヘッドライン指標はLU1の1つであるべき。(特に先進国から)
- ②LU3が実態を適切に表しているため、LU3がヘッドライン指標として重要である。(特に発展途上国から)
- ③分母は、比較のためすべて統一すべき(LU1失業率との比較のため「労働力人口」もしくは、分子が分母に含まれるよう「一定年齢以上人口」)
- ③'分母は、分数の値が概念的に100を超えないよう設定すべき。ILO原案の形で既に公表しているが、特に混乱はなかった。説明をすれば問題はないのではないかと。

④就業以外の work(自家消費生産, ボランティア), 時間関連不完全就業の時間などの定量的な指標も追加してはどうか。

⑤新指標公表においては, 時間をかけてデータを蓄積することが必要(→多くの支持)。
などの意見があった。

結論としては, ILO の提案どおりの指標を, 国情に応じて未活用労働を適切に反映した指標を(2つ以上)選定する必要があるとされた。

(73) The three groups of indicators for monitoring labour market performance are:

- (a) headcounts of the labour force, of persons outside the labour force, of persons in employment, of persons in time-related underemployment, of persons in unemployment, of the potential labour force and of subsistence foodstuff producers;
- (b) rates computed in relation to the working-age population (e.g. employment-to-population ratio, labour force participation rate, rate of subsistence foodstuff producers);
- (c) measures of labour underutilization, of which **more than one amongst the following headline indicators is needed** so as to reflect the nature of underutilization in different settings and phases of the economic cycle:

LU1: Unemployment rate:

$[\text{persons in unemployment} / \text{labour force}] \times 100$

LU2: Combined rate of time-related underemployment and unemployment :

$[(\text{persons in time-related underemployment} + \text{persons in unemployment}) / \text{labour force}] \times 100$

LU3: Combined rate of unemployment and potential labour force:³

$[(\text{persons in unemployment} + \text{potential labour force}) / (\text{extended labour force})] \times 100$

LU4: Composite measure of labour underutilization:

$[(\text{persons in time-related underemployment} + \text{persons in unemployment} + \text{potential labour force}) / (\text{extended labour force})] \times 100$

(以下略) 3 Replaces optional relaxation of the “seeking work” criterion in the previous standards.

～仮訳～

(73) 雇用情勢を測るための指標として, 以下の3グループがある。

- (a) 労働力人口, 非労働力人口, 就業者, 時間関連不完全就業者, 失業者, 潜在(的)労働力人口及びの自給自足食料生産者の数
- (b) 一定年齢以上人口に対して計算される割合(就業率, 労働力人口比率, 自給自足食料生産者比率)
- (c) 未活用労働の指標, これは異なる局面における未活用労働の特性や景気変動を反映させるように, 以下のヘッドライン指標の中から2つ以上が必要である。

～仮訳（続き）～

$$\text{LU1: 失業率} \\ \text{[失業者} \\ \div \text{労働力人口]} \quad \times 100$$

$$\text{LU2: 時間関連不完全就業と失業とを統合した比率} \\ \text{[(時間関連不完全就業者+失業者)} \\ \div \text{労働力人口]} \quad \times 100$$

$$\text{LU3: 失業と潜在的労働力とを統合した比率} \\ \text{[(失業者+潜在的労働力人口)} \\ \div \text{(労働力人口+潜在的労働力人口)}] \times 100$$

$$\text{LU4: 未活用労働を統合した比率} \\ \text{[(時間関連不完全就業者+失業者+潜在的労働力人口)} \\ \div \text{(労働力人口+潜在的労働力人口)}] \times 100$$

(以下略)

以上

[注]

(本文 1 ページ)

- [1] 経済活動人口、就業、失業、不完全就業の統計に関する決議(1982 年第 13 回 ICLS)
http://www.ilo.org/global/statistics-and-databases/standards-and-guidelines/resolutions-adopted-by-international-conferences-of-labour-statisticians/WCMS_087481/lang--en/index.htm
※英語、スペイン語、フランス語のみ。就業者及び失業者部分の日本語については、この資料 1-1 18 ページに掲載(『労働力調査年報 平成 23 年』参考(国際比較)からの転載。)なお、不完全就業(underemployment)については、第 16 回 ICLS(1998)で更新されている。
- [2] ILO の第 19 回 ICLS のウェブサイトは以下のとおり。<http://www.ilo.org/global/statistics-and-databases/meetings-and-events/international-conference-of-labour-statisticians/19/lang--en/index.htm>
- [3] 最終的な調整を終えた確定版(英語版)は、会議終了後の 2013 年 11 月 21 日(現地スイスの日付)に掲載された。
http://www.ilo.org/global/statistics-and-databases/meetings-and-events/international-conference-of-labour-statisticians/19/WCMS_230304/lang--en/index.htm

(本文 2 ページ)

- [4] ILO のウェブサイト Standards and guidelines on labour statistics に決議(resolution)は拘束力ない旨が明記されている(太字・下線は総務省が追加)。
Resolutions are non-binding instruments which provide detailed guidelines on conceptual frameworks, operational definitions and measurement methodologies to produce and disseminate the various labour statistics. Their purpose is to provide necessary guidance to countries wishing to develop or revise their national labour statistics programmes as well as to enhance international comparability.
<http://www.ilo.org/global/statistics-and-databases/standards-and-guidelines/lang--en/index.htm>

(本文 10 ページ)

- [5] Eurostat のウェブサイト Underemployment and potential additional labour force statistics が掲載されている。
http://epp.eurostat.ec.europa.eu/statistics_explained/index.php/Underemployment_and_potential_additional_labour_force_statistics
各指標の定義については、同サイト内(Further Eurostat information→Publications)に 2011 年公表の資料”New measures of labour market attachment”(7 ページ)に以下のとおり記載がある。

Eurostat
<p>Definitions of indicators to supplement unemployment:</p> <ol style="list-style-type: none">1. Underemployed part-time workers are persons aged 15-74 working part-time who wish to work additional hours and are available to do so. Part-timework is recorded as self-reported by individuals.2. Persons seeking work but not immediately available are the sum of persons aged 15-74 neither employed nor unemployed who:<ul style="list-style-type: none">- Are actively seeking work during the last 4 weeks but not available for work in the next 2 weeks;- Found a job to start in less than 3 months and are not available for work in the next 2 weeks;- Found a job to start in 3 months or more;- Are passively seeking work during the last 4 weeks and are available for work in the next 2 weeks. Passive job search includes, for example, waiting for the results of a job interview.The first of those 4 groups is the biggest by far. The 3 latter groups are included in this indicator for completeness because they are not ILO unemployed but share many characteristics with people in the first group.3. Persons available to work but not seeking are persons aged 15-74 neither employed nor unemployed who want to work, are available for work in the next 2 weeks but are not seeking work. <p>These definitions come from recent methodological work</p>

(本文 11 ページ)

[6]BLS (アメリカ労働統計局, U.S. Bureau of Labor Statistics) の CPS(Current Population Survey)では, *discouraged workers* の定義について, ILO 決議における規定に加え, 過去1年間に求職活動を行った条件(ただし, 直近4週間は求職活動をしていない)を含めている。また, *discouraged workers* の上位概念として, 非求職理由を経済的な事情に限定しない者を *marginally attached workers* と定義している。アメリカでは, これら *discouraged workers* や *marginally attached workers* を, LU 指標と同趣旨の 6 つの指標 (U 指標) の U-4 から U-6 の中で指標として利用している。

<http://www.bls.gov/news.release/empsit.t15.htm>

<http://www.bls.gov/bls/glossary.htm>

米国 BLS, ILO サイトより総務省引用・加工

Discouraged workers

Persons not in the labor force who want and are available for a job and **who have looked for work sometime in the past 12 months (or since the end of their last job if they held one within the past 12 months)**, but who are not currently looking because they believe there are no jobs available or there are none for which they would qualify.

		就業	就業希望	求職活動	就業可能性	非求職理由
ILO 決議 (2013)	discouraged jobseekers	してない	あり	なし ※4 週間/1 か月より前 も問わない	あり	労働市場 関連
米国 BLS	marginally attached workers	してない	あり	なし ただし、過 去 12 か月 間にあり	あり	問わない
	discouraged workers	してない	あり		あり	適当な仕 事がない※ =労働市 場関連

※...because they believe there are no jobs available or there are none for which they would qualify.

日本では, 米国の *discouraged workers* と同じ概念の結果を詳細集計において, 非労働力人口の就業希望者の内数として, 公表している (毎四半期)。ILO 決議における *discouraged jobseekers* を別途定義する場合, 求職活動の有無の扱い検討する必要がある。

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/4hanki/dt/index.htm>

→結果の概要(PDF), 第 3-3 表

経済活動人口，就業，失業，不完全就業の統計に関する決議（抄）
 （ILO（国際労働機関）第 13 回国際労働統計家会議（1982 年）で採択）
 [定義及び概念]

就業者

- 「就業者」は，特定の短い期間（1 週間又は 1 日。以下「調査期間」という。）に，
 - 1 「有給就業者」，すなわち，賃金又は給料を得る目的で，調査期間に 1 時間以上の仕事をした者（仕事を持っていながら一時的に休んでいた者を含む。），又は
 - 2 「自営就業者」，すなわち，利益又は家族の利得のために，調査期間に 1 時間以上の仕事をした者（事業を持っていながら一時的に休んでいた者を含む。）で，一定年齢以上の全ての者から成る。
- 無給の家族従業者は，調査期間における就業時間にかかわらず，自営就業者に含まれるとみなされなければならない。無給の家族従業者を就業者に含めるに当たって，就業時間に最低限度の基準を設ける国は，基準時間未満の者を別掲しなければならない。
- 軍隊の構成員は，就業者に含めなければならない。軍隊の構成員には，正規及び臨時の構成員の双方を含む。

失業者

- 「失業者」は，調査期間中，
 - 1 「仕事を持たず」，すなわち，有給雇用でも自営でもなく，
 - 2 「現に就業が可能で」，すなわち，有給雇用又は自営の仕事に就くことが可能で，
 - 3 「仕事を探していた」，すなわち，最近の特定期間に，有給雇用又は自営の仕事を探す特別な手だてをした
 一定年齢以上の全ての者から成る。

特別な手だてには，公共又は私設の職業紹介機関への登録，雇用主への求職申込み，作業場，農場，工場の入口，市場その他の集会場での求人確認，新聞への求職広告の掲載又は新聞広告への応募，友人・親戚への依頼，事業を始めるための土地，建物，機械設備の準備活動，資金の調達，許認可の申請等が含まれる。
- 失業の標準定義における求職の規定にかかわらず，調査期間後のある時点から有給就業，又は自営就業を始める手はずを整えた者で，仕事がなく，現に就業が可能な者は失業者とみなされなければならない。
- 仕事とのフォーマルな結びつきがないまま仕事を一時的に休んでおり，現に就業が可能で求職していた者は，失業の標準定義に従って，失業者とみなされなければならない。しかし，一時レイオフ者の場合は，国情によっては，求職の規定を緩和して適用してもよい。その場合には，非求職で失業に区分される一時レイオフ者を別掲しなければならない。

2014 年 1 月 23 日

「ワーク、就業及び未活用労働の統計に関する決議」について

【その 2 対応検討編】

要 約

就業、失業等に関する ILO 決議（2013 年）を踏まえた日本の労働力調査における対応に関して、現段階におけるポイントは次のとおり。

- ① 調査票や「記入のしかた」について、各概念の定義（特に失業者）を整理した上で、未活用労働の指標に合わせた変更の検討が必要である。
- ② ①を踏まえ、失業率等のこれまでのデータとの時系列接続を確保する必要があるが、妥当な遡及計算のためには課題が多い。

2013 年 10 月に開催された第 19 回国際労働統計家会議(ICLS)において「ワーク、就業及び未活用労働の統計に関する決議 (Resolution concerning statistics of work, employment and labour underutilization)」が採択された。決議(resolution)自体に拘束力はなく、実施内容についてもある程度国の事情により決定されることが認められているが、国際比較可能性の観点から日本においても対応可能なものについてはこの決議（以下、「新決議」と言う）の導入の検討を行う必要がある。

一方で、失業率などの結果は経済的・社会的に極めて影響が大きい指標であることから、これまでの時系列データとの接続の観点には十分留意する必要がある。

ここでは、新決議（→内容は資料 3-1 参照）を受けて、具体的に検討すべき事項・対応案等を

I 調査票・記入のしかた等の内容変更

II データの時系列接続検討

の順に、それぞれの観点からまとめる。

留意点として、今後検討すべき事項は、以下に挙げる論点に限定されず、その対応案についても現時点での方向性を述べたものである。なお、本稿でいう「現行」とはすべて「2014 年 1 月現在」である。

I 調査票・記入のしかた等の内容変更

ここでの項目は、

I.1 調査票の構成

I.2 就業者

I.3 失業者

I.4 非労働力人口

I.5 用語

に分けて検討する。

I.1 調査票の構成

調査票については、以下の2点を確認しておく必要がある。

検討事項 -1-1：現行の基礎調査票・特定調査票の枠組み・内容を概ね維持するか？

…(補足) 現行の**基礎調査票** (月次の雇用動向把握(速報性)を重視した設計)、**特定調査票** (調査対象を標本全体の 1/4(2 年目 2 か月目のみ)に限定するため公表頻度は四半期であるが、詳細な事項を把握することを目的とした設計)の調査対象、時期や調査事項について、基本的に踏襲するか否かという視点である。

例えば、韓国では、日本の調査票を参考にして設計したとのことで類似の点が多いが、月次調査で時間関連不完全就業や非労働力人口の就業希望などを把握しており、LU 指標の月次提供に対応可能な設計である。

検討の方向: 基本的には現行の枠組みを踏襲する方向で検討する。

(理由等… ・基本集計、詳細集計ともこれまでのニーズによりデータを提供しており、基本的には維持すべきであるため。目的に分けて 2 種類の調査票を用いることも合理的と考えられる。韓国型も 1 つの案ではあるが、現行の重要な提供データである産業別就業者数等の頻度を下げるとは利便性を大きく損なうと考えられる。)

検討事項 -1-2：2 種類の調査票の大きさ(サイズ)は、現行を維持するか？

…(補足) 調査票の設計見直しの際はスクラップ & ビルドが必要であり、調査対象の方の負担に配慮しつつ、限られたスペースで必要な調査事項を配置する必要がある。特に、多くの方にとって読みやすい文字の大きさ、集計時の誤読回避などの観点から無理のない設計にする必要があることは留意すべきである。なお、現行は、基礎調査票… B4 判(両面)、特定調査票… B5 判(両面)を採用している^[1]。

検討の方向: 現行の大きさ(サイズ)の維持・拡大の両面から検討したい。必要な項目の調査(記入者負担への配慮)、見やすさ確保の観点から検討する。

(理由等… ・最終的には、調査事項の確定と同時に判断することであり、後述の各事項などの結果次第である。現段階では、基礎調査票と特定調査票の大きさが異なることで区別しやすい利点もあることなどから、調査事項を絞り込み、可能であればサイズを維持したい。しかし、調査事項のニーズや必要な説明などのために現行サイズでは困難と判断される場合、また調査票の見やすさの改善が必要と判断される場合については、調査票のサイズ拡大も積極的に検討する必要がある。)

.2 就業者

就業者については、以下の 3 点が論点として考えられる。

検討事項 -2-1：就業状態(基礎調査票 5)の選択肢、説明(「記入のしかた」を含む)を継続するか？

…(補足) 就業者だけでなく、失業者、非労働力人口の内容も含む事項である。説明として追加すべきかを検討する事項としては、以下の項目なども考えられる。

・無給の職業訓練やボランティアをした場合の記入

- ・学校卒業を控えた就職内定者で、卒業した後の記入（3 月など）
- ・「短時間労働 + 片手間に仕事探し」などの場合に就業（左の選択肢）を優先して記入
また、現行用いている「仕事」については新決議では“job”に相当する。

検討の方向: 調査票の選択肢は現行どおりの方向で検討する。なお、説明の変更については、各項目の内容を詰めた上で「記入のしかた」での説明を優先し、調査票においては現行どおり重要な項目のみを記載する。

(理由等... 選択肢の区分自体は、今回の決議に直接影響を受けないため。説明の変更についても、最終的な調査内容にもよるが、労働力調査の最も基本的な事項である就業状態に影響することから、今後実施予定の試験調査等を踏まえ慎重に考える必要がある。

検討事項 -2-2：休業者（仕事を休んでいた者）の定義をどのように行うか？

...(補足) 就業者の内数である「休業者」について、現行の定義は、「用語の解説」では以下のよう
に定義している。また、「記入のしかた」でも同様の説明を記載している。

図表 1 現行(2014 年 1 月現在)の休業者の定義(日本)

従業上の地位	休業者の定義(日本)		備考(新決議との対応)
雇用者	仕事をもちながら、調査週間に少しも仕事をしなかった者のうち	給料、賃金の支払を受けている者又は受けることになっている者。 なお、職場の就業規則などで定められている育児(介護)休業期間中の者も、職場から給料・賃金をもらうことになっている場合は休業者となる。雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合も休業者に含む。	29 段落(c)(i)の賃金の継続的な受給と対応
自営業主		自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから 30 日にならない者	29 段落(c)(i)の休業の合計期間と対応

家族従業者で調査週間に少しも仕事をしなかった者は、休業者とはしないで、完全失業者又は非労働力人口のいずれかとしている。

～基礎調査票「記入のしかた」第 2 面より～

- 仕事を休んでいた……仕事を少しもしなかった人のうち、次の人をいいます。
 - ・雇われている人については、雇われているままで、病気や休暇などのため少しも仕事をしなかったが、原則として、給料・賃金をもらうことになっている場合をいいます。
なお、職場の就業規則などで定められている育児（介護）休業期間中の人も、職場から給料・賃金をもらうことになっている場合は「仕事を休んでいた」とします。（雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合を含みます。）
 - ・自営業主については、自分で経営する事業をもったままで、病気や休暇などのため少しも仕事をしなかったが、仕事を休みはじめてから30日にならない場合をいいます。

検討の方向: 基礎調査票「記入のしかた」の説明内容を、必要に応じ修正する方向で検討する。

（理由等…既に新定義の内容に準拠している。育児休業などの場合、休業期間が 3 か月を超える場合があるが、通常その職場への復帰が見込まれており、新決議においても休業者とすることを認めている。

- ・自営業主の場合についても特段変更すべき合理的理由はない。ただし、新決議を受けて、この際に見直しの機会であり、必須でなくとも整理を検討する余地はある。）

検討の方向 I-2-2:休業者の定義変更

基礎調査票「記入のしかた」	・記述を必要に応じて修正することで対応 （∵既に新定義に準拠しているため）
---------------	--

検討事項 I-2-3：時間関連不完全就業者について、具体的にどこで把握するか？

…（補足）特定調査票において既に 2 項目が把握可能である。しかし、

- ・【論点 1】短時間と認定する閾値が「35 時間未満」で妥当か否か
- ・【論点 2】追加的な就業が可能な者について、現行では調査項目がないためどう対応するか

について検討する必要がある。

検討の方向:①閾値は 35 時間(未満)とし、②特定調査票(A欄)において、追加就業希望者に対し就業可能性に関する質問を追加する方向で検討する。

（理由等…①閾値については、これまで 35 時間未満での結果が蓄積されており、従前の結果との接続をあえて変更すべき理由（現状、政策的事情など）は、今のところ特段考えられない。参考までに、ICLS の資料^[2]によると、閾値を 35 時間(未満)としているのは有効回答 73 か国中 27 か国(37.0%)で最も多く、次いで 40 時間(未満)が 23 か国(31.5%)となっている。

- ・②就業可能性の追加箇所については、現行の特定調査票A2の直後に設定するのが妥当である。なお、当該項目については、「(1)追加的な就業を希望」を満たしている者は「(3)就業が可能」の条件も満たしている者が多いと考えられるが、「(育児中などの理由で)(3)を追加することにより数字が減る」と複数の国からの指摘があった^[3]ことから、3 条件を国際比較上の観点から厳格に適用する必要がある。

図表 2 時間関連不完全就業者の対応案

条件(以下 3 条件のすべてを満たす者)	現行の調査事項	新調査事項(案)
(1) 追加的な就業を希望	あり(特定調査票A2)	→継続
(2) 特定の閾値よりも短い時間就業	あり(基礎調査票8, 特定調査票A1で 35 時間未満を把握)	→継続
(3) 追加的な就業が可能	なし	新規追加が必要 現行A2で「増加」希望の者

検討の方向 I-2-3:時間関連不完全就業者把握のための調査票対応

特定調査票「調査票」 特定調査票「記入のしかた」	・A2 欄(就業時間増減希望)の増加希望者に対して、実際に就けるか否かの質問を追加。
-----------------------------	--

- ・0 時間(休業者)についても、特定調査票の記入対象であり、未活用労働を幅広く把握する観点から時間関連不完全就業者から除外すべきではないと考えられる。
(∵休業者の多くは、本人の事情により「(3)追加的な就業が可能」という条件を満たさない場合とみられるが、一方で会社等の事情により不本意に休業している場合も想定され、後者のような場合には結果解釈の観点から時間関連不完全就業者として把握するのが妥当である。)

I.3 失業者

失業者については、以下の 5 点が論点として考えられる。

検討事項 I-3-1：失業者の求職期間を 4 週間/1 か月間 or 現行どおり参照週の 1 週間とするか？（また、過去の求職活動の結果待ちの者も求職活動をしたと扱うか？）

…(補足)基礎調査票において、

- ・【論点 1】新決議を反映して失業者の要件である求職(仕事を探す活動)期間を 4 週間 or 1 か月間とするか、現行どおり 1 週間を維持するか、反映する場合、4 週間と 1 か月間のどちらを採用すべきか
- ・【論点 2】現行の「記入のしかた」に記載されている、以前の求職活動の結果待ちの者も引き続き仕事を探したと扱うか否か

について検討する必要がある。なお、【論点 2】について、新決議では言及されておらず、また、他国で採用している国があることは確認できていない。

図表 3 現行(2014 年 1 月現在) 基礎調査票「記入のしかた」第 2 面より

●仕事を探していた……仕事を少しもしなかった人のうち仕事がなく、仕事の紹介を人に依頼したり、公共職業安定所に申し込んだり、新聞の求人広告に応募したりしている場合、又は事業を始めるための資金、資材、設備などの調達をしている場合をいいます。また、以前に求職活動をして、その結果を待っている場合も含めます。
ただし、仕事があった場合、その仕事にすぐつくことができる場合に限ります。

検討の方向:新決議対応に従い、求職期間を 4 週間 or 1 か月とする方向で検討する。過去の結果の求職待ちについては、求職活動とはみなさない方向で検討する。

(理由等…・【論点 1】可能な限り国際基準に準拠する必要があるため。4 週間か 1 か月間かについては、現時点では判断が困難である。4 週間は既に 81 か国(57.0%)で採用されており^{②)}、月の日数の長短に関わらず一定の日数である。しかし、日本では月末時点の調査であるため、両者はほぼ同義であり、正確な記入と分かりやすさの両面から検討する必要がある。なお、12 月の調査期間を 20～26 日としているため、26 日以前の 4 週間とすると 11 月末と重複が発生する。

- ・【論点 2】国際基準では明記されていないため、特殊対応は必要がない限り行わないことが比較可能性の観点から望ましい。現行では求職期間が 1 週間であり、「過去の求職活動の結果待ち」を含めることで他国との比較可能性を高める意味があった。しかし、求職期間を 4 週間 or 1 か月間とした上で、なお結果待ちを追加する意義は薄く、また現実的に待ち時間としては長いと考えられる。
- ・具体的には、基礎調査票では調査票ではなく「記入のしかた」で対応することが考えられる。
- ・いずれにしても、失業者の定義に関わる重要事項であり慎重な対応が必要であり、試験調査等を行った結果や有識者・ユーザーからの意見を踏まえて検討を続ける。

図表 4 失業者の求職期間の対応案比較

対応案	日数		新決議
求職期間 4 週間	28 日間		対応
求職期間 1 か月間	1,3,5,7,8,10 月	31 日間	対応
	4,6,9,11 月	30 日間	
	2 月	28/29 日間	
	12 月 ※調査期間:20～26 日	26 日間	
求職期間 1 週間(現行のまま)	7 日間		非対応

検討事項 I-3-2：就業可能な時期を調査期間の 1 週間（参照週）に加え先へ 2 週間まで延長可能だが、適用するか？

…(補足)「就業可能」の時期は、現行において明示的ではないため、解釈に多少幅があるとみられる。ILO の意図は、引越しや託児などの個人的事情により失業者か否かが影響されないようにしたいということで拡張した設定が可能となった。特に明記しないほか、+1 週間 or +2 週間とすることなどが可能性として考えられる。

検討の方向:導入の適否について、試験調査などを踏まえて、今後検討していく予定である。

(理由等…・求職期間との関係を考慮する必要性があり、また意識的な要素も含まれ現時点では判断しかねるため。参考データは図表 11 における D(④+⑤+⑥)のとおりであり、**検討事項 I-3-1**の求職期間(同 C(⑦))よりは影響が少ないとみられる。

- ・なお、適用した場合、新調査票移行後、現行(旧)定義での失業者数換算を行うためには、特定調査票 B 欄で新たに就業可能時期を追加することが必要である)

検討事項 I-3-3：就業可能な内定者等を失業者と扱うか？

…(補足) 学生の場合は、卒業後であっても「就業可能」という条件を満たさないと解釈しこの対象外(失業者としない)とすることも可能であると ILO 事務局が認めている。

検討の方向:失業者として扱わない方向で検討する。

(理由等…失業者の結果は、経済的に困窮している方の人数として重要な指標であり、政府が必要に応じて景気対策や法律を制定するための基礎データであり、失業者に含めることはミスリーディングな解釈につながり得るため。

- ・また、失業者 3 要件の他に例外を設けることは基準の複雑化につながり、合理的な理由がない限り避けるべきである。
- ・さらに、既に現行の非労働力人口の中で「内定者」を把握(C1欄「すでに仕事が決まっている」→結果表では「内定者」として表章)しており、区別が煩雑になる。

図表 5 非労働力人口の内訳(2012 年平均 労働力調査(詳細集計)結果)

区分		人数
非労働力人口		4534 万人
就業可能性は問わない	就業希望者	417 万人
	就業内定者	85 万人
	卒業後につく	74 万人
	その他	11 万人
	就業非希望者	4029 万人

検討事項 I-3-4：特定調査票 B3（失業者の求職活動時期）を見直すか？

…(補足) 現行の特定調査票 B3 は以下のとおりである。

質 問:「この1か月に仕事を探したり、開業の準備をしましたか」

選択肢:○ この1週間にした

○ この1週間にはしなかったが、この1か月にした

○ この1か月には全くしなかった。

そのため、

- ①仮に、失業者の求職期間を4週間に変更した場合、求職期間の定義に合わせて1か月間→4週間と整合させる必要がある
- ②仮に、「過去の求職活動の結果待ちだった者」について求職活動を行ったと扱わない場合は、3番目の「この1か月間には全くしなかった」の選択肢は不要になるため削除（∵失業者の要件を満たさないため、存在し得ない）

の対応が必要になる。そこで、対応としては、

- ・回答の選択肢を細分化する(必要に応じて1か月→4週間と修正)
 - ・質問自体を削除する
- などが考えられる

検討の方向:試験調査などを踏まえて、今後検討する予定である。

(理由等…①については、失業者の定義と整合させ自動的に決定される。

- ・②については、現行定義と比較するため削除は望ましくない。ただし、その場合、選択肢が2区分のみでは得られる情報量が少なくなり、適切な細分化を検討することとしたい。

検討事項 I-3-5：長期失業率を新たに公表するか？

…(補足)新決議 73(d)段落に労働力人口に対する長期失業者の比率についての言及がある。なお、長期失業者とは、失業者のうち失業期間が直近「12か月以上」(社会給付提供などの政策目的の場合「6か月以上」などもあり)としている(新決議 50 段落)。

検討の方向:今後検討する予定である。

(理由等…失業期間については既に特定調査票B2 で調査事項となっており、詳細集計で人数を公表している。新たに長期失業率を算出する場合、季節調整値が中心の月次結果との整合性、失業期間不詳の者が若干含まれる点に留意をしつつ検討してまいりたい。

検討の方向 I-3 失業者の定義変更のための調査票対応

基礎調査票「記入のしかた」	<ul style="list-style-type: none"> ・新定義に準拠した記述に変更することで対応可能。なお、3要件を明記する必要あり。 ・【要検討】求職期間を4週間とするか、1か月間とするか ・【要検討】就業可能な時期を最大2週間延長するか否か ・【要検討】過去の求職活動の結果待ちの者の扱い・記述 ・【要検討】就業可能な内定者の扱い・記述
特定調査票「調査票」 特定調査票「記入のしかた」	<ul style="list-style-type: none"> ・B3 欄(この1か月間に仕事を探したり開業の準備をしましたか) →求職期間変更(4週間/1か月)の場合、 選択肢「この1か月間は全くしなかった」が不要 →期間変更等の見直しが必要。 ・その他新定義に準拠した記述に変更。 ・【要検討】現行(旧)定義の失業者(四半期ベース)を継続して計算する場合… →①B3 欄(求職期間)…現行(旧)定義換算に1週間超を除外に利用 →②(就業可能時期を+2週間延長する場合)B 欄…就業可能時期を新規追加することで「2週間以内に就ける」-「すぐ就ける」を除外可能 →③C 欄(非労働力人口)に「過去の求職活動の結果待ち」を追加→C5 欄「すぐ就ける」とクロスし失業者への追加に利用 を揃えることにより原理的には可能。ただし月次提供できないこと、他項目との優先順位等を鑑み総合的に判断する必要あり。

I.4 非労働力人口

非労働力人口については、以下の2点が論点として考えられる。

検討事項 I-4-1：潜在（的）労働力人口のうち、「就業可能ではない求職者(unavailable jobseekers)」に就業希望の条件を含めるか？

…(補足)新決議上(51 段落(a))で就業希望は明記されていないが、求職活動をしていることから、ほぼ就業希望の条件を満たすと思われる。現行の特定調査票で、非労働力人口に対し、

- C1(就業希望の有無)
- C4(過去1年間の求職活動)
- C5(就業可能性)

を調べており、潜在(的)労働力人口把握のために、調査票の変更の必要性はない。

検討の方向:就業希望の条件を追加する方向で検討する。

(理由等…「就業可能な潜在(的)求職者(available potential jobseekers)」との対応から、明示的に追加することが定義を整理する上で望ましいため。

・なお、内定者については、実際には(広義には)就業希望に含まれるが、調査票の選択肢では「希望している」、「希望していない」とは別の区分「すでに仕事が決まっている(=内定者)」に集計されることから、潜在(的)労働力人口とは別に扱う方向であることに留意が必要である。未活用労働把握の視点から捉える場合には、潜在(的)労働力人口と併記する等を検討することとしたい。

検討事項 I-4-2：discouraged workers(52 段落)や willing non-jobseekers(53 段落)を結果表章するのか？

…(補足)新決議(52 段落, 80 段落(b))で discouraged workers 把握の有用性等が言及されている。これには「過去 1 年間の求職活動」の条件が含まれておらず、現行の日本の表章結果とは異なる(→資料 3-1 注[6])が、結果原表(旧 36 表, 現 IV-5 表)から算出可能であり、「2 週間以内につける」も含めると 2012 年平均の discouraged workers は **73 万人**であり、アメリカ定義の **37 万人**の約 2 倍である。

また、「就業希望」のみ満たし、「(現在)求職活動」も「就業可能性」もどちらも満たさない非求職就業希望者 willing non-jobseekers は、結果原表(旧 35 表, 現 IV-4 表)から算出可能であり、2012 年平均では、**265 万人**である。

図表 6 非労働力人口の内訳(2012 年平均)

区分		人数
非労働力人口		4534 万人
就業希望者		417 万人
過去 1 か月超～1 年間に求職あり	かつ	67 万人
3 週間目以降つける/つけない/わからない		
過去 1 年間に求職なし	かつ	198 万人
3 週間目以降つける/つけない/わからない		

willing non-jobseekers
合計 265 万人

検討の方向:discouraged workers の定義については、ILO が整備するマニュアルや各国の動向を参考にしながら、両方の結果表章を継続する方向で検討する。また、willing non-jobseekers についても、なるべく直接の結果表章を行う方向で検討する。

（理由等…・discouraged workers は、重要ではあるが任意の指標であり、これまでの説明との整合性も重要である。当面は discouraged workers の用語（訳語）を用いず、就業希望の非労働力人口の内訳を併記する等の選択肢も含め検討したい。

・willing non-jobseekers についても任意の指標であるが、非労働力人口全体や潜在（的）労働力人口などとの相対的な関係が重要であることを考慮した上で結果表章を検討したい。

I.5 用語

新決議を受け新たな定義として追加する用語（訳語）、またこの機会に現時点で見直しを検討すべきと考えられる用語（訳語）は以下のとおりである。新日本語について、ここでは仮の案を掲載している。

図表 7 新決議における概念の用語対応(仮)

段落	新英語	新日本語(候補)	現行日本語	備考
6	work	ワーク, 労働, 経済活動	—	
12(b)	job	仕事, 職	—	就業に対して
12(b)	work activity	活動, 労働活動	—	ボランティア等の work に対して
13	activity clusters	活動群, 労働活動クラスター	—	
15	labour force status	就業状態, 労働力状態	就業状態	「労働力状態」が英語に近い
27	persons in employment	就業者	就業者	
40	labour underutilization	未活用労働	—	
43	persons in time-related underemployment	時間関連不完全就業者	—	
47	persons in unemployment	失業者	完全失業者	[4]
51	potential labour force	潜在(的)労働力人口	—	労働力人口を含まないことに留意
51(a)	unavailable jobseekers	就業可能ではない求職者	—	
51(b)	available potential jobseekers	就業可能な潜在(的)労働力人口	—	
52	discouraged jobseekers,	ディスカレッジトワーカー	・ディスカレッジトワーカー, ・求職意欲喪失者, ・「適当な仕事がありそうにない」ため求職意欲が低下したとみられる者	定義自体整理の必要あり→検討事項 I-4-2
53	willing non-jobseekers	非求職就業希望者	—	
16	persons outside the labour force	非労働力人口	非労働力人口	英語は persons not in the labour force から変更
73(c)	LU1,LU2,LU3,LU4	LU1,LU2,LU3,LU4	—	
55	extended labour force	拡張労働力人口	—	
65	working-age population	一定年齢以上人口	生産年齢人口	

II データの時系列接続検討

失業者などの定義を変更した場合、大きな問題となるのは時系列比較である。そこで、ここでは、

II.1 新旧定義の比較方法(推計する方向)の検討

II.2 新定義対応の遡及を行う場合の対応案検討

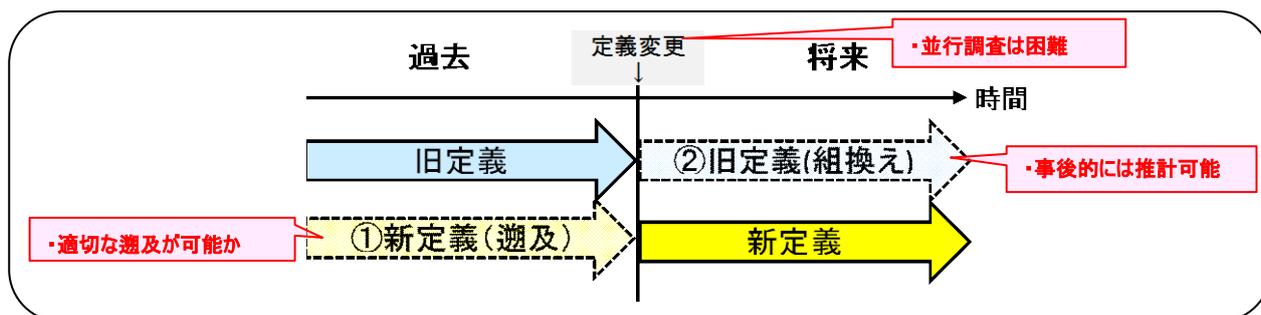
について検討する。

II.1 新旧定義の比較方法(推計する方向)の検討

5 ページ「**検討事項 I-3**」において失業者の定義(特に、求職期間)を変更する場合、新旧の差がどの程度あるのか事前に確認しておく必要がある。この際、理想的には、新旧両定義による調査・公表の並行期間を設ける対応が良いが、事実上困難である^[6]。また、定義変更後において、旧定義に組み替えるよう調査票を設計することは可能ではあるが、少なくとも月次調査や事前の対応は行えず、四半期などでの事後的な推計により旧定義への組換えのみ可能である(図表 8②)。

一方、「新定義による過去の遡及結果は欲しい」というニーズは非常に強いと予想される。しかし、遡及計算が適切に行えるかについて検討する必要がある(図表 8①、II.2)。

図表 8 失業者の新定義採用後の遡及対応



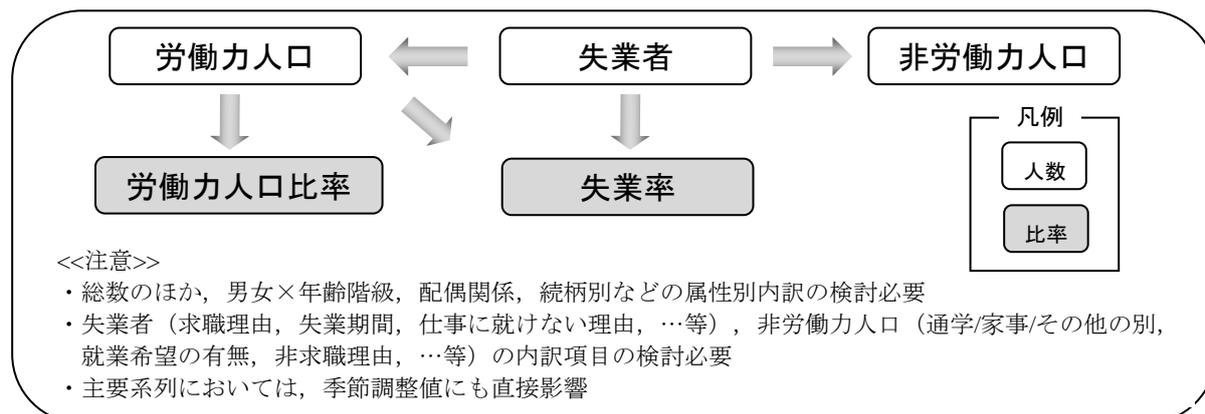
II.2 新定義対応の遡及を行う場合の対応案検討

ここでは、検討事項 5 点とその補足を示す。

検討事項 II-2-1：失業者の遡及計算を行う場合、その内訳や関連する項目はどこまで計算するのか？

…(補足)失業者の定義変更がされた場合、労働力人口や非労働力人口などの数値も必然的に影響し得るため、どこまでの遡及計算が必要・可能か等の検討が必要となる^[6]。

図表 9 失業者の新定義採用後、影響を受ける系列



検討事項Ⅱ-2-2：失業者の遡及計算を行う場合、具体的にどのように（詳細集計のどの結果を利用して）計算するのか？

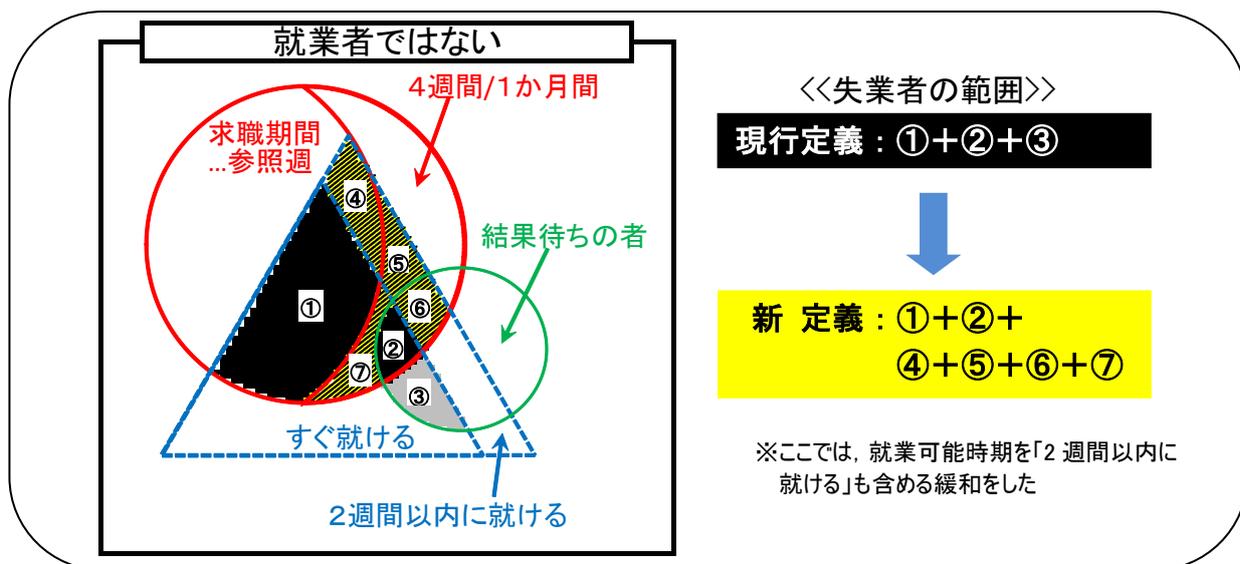
…(補足)過去の失業者について、新定義に沿った遡及をすることを想定し、①比率を乗ずる方法も考えられるが、ここでは②詳細集計(年平均)の結果を用いて、簡易的に(万人単位の結果表から計算し、万人未満の端数を持った乗率を用いた厳密な計算ではないという意味)試算を行う。

まず、失業者の概念については、新決議どおりに対応する場合、

- (1)求職活動の期間:(参照週を含み)1週間→4週間に拡大による追加
- (2)就業可能性:参照週に可能→2週間以内に可能による追加(任意のオプション)
- (3)就業可能な内定者等を追加
- (4)過去1か月よりも前の求職活動の結果待ちの者を控除

のという処理が必要である。しかし、「(3)就業可能な内定者」については、現行の扱い(非労働力人口に分類)を続ける方針であることから(検討事項Ⅰ-3-3)考慮しない。また、これを現行の概念とともに模式的にベン図に表すと以下図表 10 のとおりである(なお、参照週に求職活動した者は、結果待ちではないとしている)。

図表 10 : 失業者の新旧3要件に関するイメージ



次に、この考えに基づき、例えば 2010 年平均について上記(1),(2),(4)を反映した失業者について試算を行うと以下図表 11 のとおり現行 334 万人→試算例 290 万人となる。なお、2012 年について同様に行うと、現行 285 万人→試算例 247 万人となる。

図表 11 :【試算】失業者の新定義による遡及算出例(2010 年平均の場合 補正前)

	概念	記号	符号	人数[万人]	詳細集計 結果原表
A	失業者(=現行定義)	①+②+③	+	334	掲載 12 表 (現Ⅲ-3, 前 22)
B	結果待ちの者(うち控除分)	③	-	77	掲載 12 表 (現Ⅲ-3, 前 22)
C	すぐ就ける者(うち加算分)	⑦	+	28	掲載 20 表 (現Ⅳ-5, 前 36)
D	2週間以内に就ける者(うち加算分)	④+⑤+⑥	+	5	掲載 20 表 (現Ⅳ-5, 前 36)
E	失業者(=新定義 補正前)	①+②+④+⑤+⑥+⑦		290	

これについては、以下の点に留意が必要である。

注1:C,D において「家事・育児のため仕事が続けられそうにない」者を除いた。「健康上の理由」についても除外を検討する必要がある。

注 2: 求職活動期間や就業可能時期を長くしたのにも関わらず、大きく減少する結果となった。これは、過去の求職活動の「結果待ち」の者(図表 10③)を控除したためであるが、「結果待ち」の者は、特定調査票 B3 欄(求職活動時期)「この1か月間に仕事を探したり開業の準備をしましたか」に対して「この1か月間は全くしなかった」と回答した者が、解釈上「結果待ち」と分類されており、積極的に結果待ちを選択したわけではない。このことから、新調査票において「結果待ち」を求職活動に含めない場合でも、遡及計算の際には「結果待ち」を控除しないで接続するという対応案も検討すべきである。

注 3: 2005 年～2010 年の数値を計算する場合は、2012 年 1 月分からのベンチマーク人口基準切換えによる断層を除去するため、時系列比較可能な補完補正值相当の数値となるよう、変換係数(2005 年以前国勢調査基準→2010 年国勢調査基準)を乗ずる等で補正する必要があるが、失業者(総数)の場合は新旧基準による差がない(±0 万人)ため、たまたま補正不要である。また、2011 年の数値を計算する場合は、東日本大震災の影響で全国集計結果が存在しない(主要項目のみ補完推計値が存在する)ため、別途検討が必要である。

検討事項Ⅱ-2-3：時間関連不完全就業者について、過去のデータを求めることは可能か？

…(補足)時間関連不完全就業者(time-related underemployment, 新決議 43 段落)について、厳格には対応した数字は計算できない。しかし、定義の 3 条件について、

条件①: 追加的な仕事を希望→就業時間数増加希望者(転職・追加就業希望ではない)

条件②: 就業時間が特定の閾値より短い→0～34 時間*(ここでは休業者を含む)

※月末に休日があった場合には、人数が増える可能性が必要であるが、ここでは考慮しない

条件③: 追加的な仕事を行うことが可能→無視(∵該当調査項目がない)

と一部変更することで、現行の労働力調査から類似の数字を参考値として算出できる。2010 年平均の場合、当該人数は、詳細集計掲載表 5 表(現Ⅱ-5 表, 前 10 表)より **382 万人**(2012 年については 318 万人)である。

図表 12 :【試算】時間関連不完全就業者の概念に近い数字の算出例(2010 年平均の場合)

◆STEP1: 時間関連不完全就業者(旧基準, 条件②を無視)での数値を算出する

掲載表 5 表(現Ⅱ-5, 前 10 表)より, **380 万人(補正前)**

◆STEP2: 2005～2010 年結果の場合, 時系列比較可能となるよう変換係数(2005 年以前基準→2010

年基準)を乗ずる。例えば, 就業者(総数)の数値を用いるとすると, 変換係数は, 2010 年基準の補間補正值(6298 万人)を 2005 年基準の公表値(6257 万人)で除して算出する。

変換係数(就業者・2010 年用)=2010 年基準/2005 年以前基準

$$=6298/6257=1.006552661...$$

→最終的な補正後は, 上記下線部の数値を掛け合わせて **382 万人(補正後)**となる。

検討事項 -2-4：潜在（的）労働力人口について、過去のデータを求めることは可能か？

…(補足) 潜在(的)労働力人口(potential labour force, 新決議 51 段落)について、詳細集計の結果を用いて対応案を検討する。ここで、就業者については前述の失業者の定義変更に影響を受けないが、非労働力人口については、失業者の定義変更の影響を受ける。そこで、ここでは、2010 年の「潜在(的)労働力人口」について、

STEP1: 非労働力人口(旧基準)から「潜在(的)労働力人口」の数値を算出する

STEP2: 失業者の定義変更による就業希望の非労働力人口変化を追加する(必要に応じ)

STEP3: 時系列比較可能となるよう変換係数(2005 年以前基準 2010 年基準)を乗ずるの順序で行う。

図表 13 :【試算】潜在(的)労働力人口の算出例(2010 年の場合)

STEP1: 非労働力人口(旧基準)での数値を算出する

	概念	符号	人数[万人]	詳細集計 結果原表
A	2 週間以内に就業可能な 就業希望の非労働力人口	+	126	掲載 20 表 (現 -5, 前 36)
B	過去 1 か月間に求職活動した 就業希望の非労働力人口	+	61	掲載 20 表 (現 -5, 前 36)
C	就業可能(含:2 週間以内につける)な かつ 過去 1 か月間に求職活動した 就業希望の非労働力人口	-	35	掲載 20 表 (現 -5, 前 36)
	潜在(的)労働力人口(補正前)		117	(=A+B-2C)

STEP2: 失業者の定義変更による就業希望の非労働力人口変化を追加する(必要に応じ)

ここでは便宜的に図表 11 の失業者の算出例に対応し、現行定義 新定義により失業者 非労働力人口と変化した者の差分(現行「結果待ち」の内数)について、就業可能な就業希望の非労働力人口(A)の増加となったとみなせるから、単純に加算する。

失業者変更による増分=334-290=44 万人…

STEP3: 時系列比較可能となるよう変換係数(2005 年以前基準 2010 年基準)を乗ずる

非労働力人口(総数)の数値を用いる。2010 年平均の変換係数は、2010 年基準の補間補正值(4473 万人)を 2005 年基準の公表値(4452 万人)で除することで計算する。

変換係数(非労働力人口・2010 年用)=2010 年基準/2005 年以前基準
=4473/4452=1.00471698…

以上、STEP1~3 より、最終的な補正後の潜在(的)労働力人口(補正後)は、上記下線部の数値より計算すると**162 万人(補正後)**となる。なお、2012 年平均については 141 万人である。

なお、これまで挙げた点の他、遡及計算を検討するにあたり、以下の点も留意する必要がある。

【作成方法】

ア) 四半期データ(詳細集計)から月次データへの適用は、そのまま四半期平均の値を単純に適用するか。

イ) 就業者の内訳である「時間関連不完全就業者」について条件 (追加的な仕事を行うことが可能)による絞り込みを無視、または比率等による調整で対応するか。

- ウ) ベンチマーク人口の基準人口切換えは、当該(上位)項目の当該期間の比率による調整など簡易的な対応とするか。
- エ) 結果表章値を利用する簡易的な遡及であり、万人未満の端数(有効数字)を考慮しないで計算するか。

【作成系列, 期間】

- オ) 仮に遡及値を作成する場合でも、時系列接続は詳細集計開始の 2002 年以降のみとなる。
- カ) 季節調整値についても、遡及値は 2002 年以降の作成となり、reg-ARIMA 等の再検討が必要で数値が改訂され得る(特に始点の 2002 年は、6 月と 8 月に 5.5%の過去最高タイ(2013 年 11 月分結果公表時点)を記録しており、年平均でも 5.4%で過去最高)。
- キ) 11 地域別, 47 都道府県別結果については直接の遡及が不能である。特に都道府県別結果(モデル推計値)に関してはそのままでは必要な時系列データが蓄積するまで作成再開ができない(対応案としては、全国の新旧比率を用いた単純処理で簡易的に原数値を推計する等があるが、各県の分散を考慮すると妥当とは考えにくい)。

【その他】

- ク) 過去データ(年報, web, e-Stat 上の Excel 結果原表や DB 等の紙&電子媒体)と不整合が生じる。また、旧定義の結果も記録として残す必要があるため、系列がいつそう複雑になる。

このように、実際に遡及をする場合、現実的に多くの課題を抱えている。また何より遡及結果の妥当性についての検証も必要である。このため、遡及実施の是非(遡及を行う場合は、その方法)については、拙速に結論を出すのではなく、試験調査などにより新旧定義の差などを踏まえて慎重に検討する必要があると考えられる^[7]。

以上

[注]

(本文 2 ページ)

[1] 現行(2014 年 1 月現在)の調査事項(調査票, 記入のしかた)は, 以下サイトに掲載。

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/8.htm>

(本文 4 ページ, 6 ページ)

[2] 第 19 回 ICLS の会議資料 Room document 12 - Country practices において, 直近(2010 ~2010 年)の時間関連不完全就業者の閾値について掲載されている。pp.20-21 Figure 24, p.55 Table 24

http://www.ilo.org/global/statistics-and-databases/meetings-and-events/international-conference-of-labour-statisticians/19/WCMS_222950/lang-en/index.htm

また, 失業者の求職期間については, 同資料 pp.15-16 Figure 16a, p.45 Table 16a に掲載

(本文 4 ページ)

[3] 第 19 回 ICLS の場ではなく, 2012 年 9 月に開催された準備会合(第 2 回ワーキンググループ)における議論での指摘があった。

(本文 10 ページ)

[4] 「完全失業者」の「完全」とは, 求職活動の条件を追加したことにより 1950 年に従前の「失業者」と定義が変わったことを示すために追加し, それが定着したものである(→参考 1)。しかし, unemployment という英語との対応や日本語の意味の分かりやすさの観点から, 「完全」を付けない「失業者」, 「失業率」へ変更することが有識者からの指摘があり(→参考 2), 同指摘は合理的だと考えられる。そのため, 本稿では「完全失業率」ではなく「失業率」と称している。

(参考 1)

労働力調査 Q&A F-8

http://www.stat.go.jp/data/roudou/qa-1.htm#Q_F08

(参考 2)

内閣府 経済社会総合研究所 経済政策フォーラム(2001 年 9 月 27 日(木))での清家 篤 慶應義塾大学商学部教授(当時)の基調講演に「ちなみに, これはちょっと余談ですけども, 失業者とか失業率のことを完全失業者とか完全失業率というわけですけども, これは統計上の用語で, では, どこかに非完全失業者が出ているかという, そんなものは出ていないわけです。統計局の労調を見ても, 失業率の英文訳は単に unemployment rate, 失業者は単に unemployed というふうに出ているわけですから, 是非, 完全というのやめた方がいいのではないかというふうに思います。これはちょっと余談です。」との記述がある。

<http://www.esri.go.jp/jp/forum1/010927/gijiroku.pdf>

(本文 11 ページ)

[5] ①調査実査が極めて複雑になり, 実際の調査が適切に行えるかという課題がある。また, ②失業率の新旧定義の差が小さく, 調査対象に占める失業者の割合もそもそも少なく(2012 年平均では $(285 \text{ 万人} \times 100) \div 11098 \text{ 万人} = 2.57\%$), さらに標本誤差(月次結果では, 推定値 200 万人の標準誤差は 5.6 万人程度(労働力調査 2012 年報 p.600→参考)を考慮すると有意な差が確認できるとは限らない。このことから, 仮に現在の標本を 2 つに分け, 新旧 2 定義の 2 種類の調査票を配布しても新旧定義による差と標本誤差とを区別できないと考えられる(概念の広い新定義の失業率が, 狭い旧定義の失業者を下回る可能性すらある)。なお, 参考として, 現在の 1 か月目標本世帯, 2 か月目標本世帯別の失業率(2013 年 1 月~11 月)を試算すると以下のとおりであり, 同じ定義で 2 区分とした場合でも最大 0.5 ポイントの差が確認されている。

試算：前月・今月の結果表から算出した 1 か月目世帯・2 か月目世帯別失業率※(原数値)

	2013 年										
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月
全体	4.2	4.2	4.3	4.4	4.2	3.9	3.9	4.1	3.9	4.0	3.8
1 か月目①	4.0	4.4	4.2	4.5	4.0	3.9	4.1	4.0	4.1	3.9	3.6
2 か月目②	4.4	4.1	4.3	4.3	4.4	4.0	3.6	4.3	3.7	4.0	3.9
差①-②	▲0.4	+0.3	▲0.1	+0.2	▲0.4	▲0.1	+0.5	▲0.3	+0.4	▲0.1	▲0.3

※基本集計 I-7 表では、2 か月目世帯(全体の約 1/2 の標本)の調査票情報から前月・今月の状態について、通常の約 2 倍の集計用乗率を用いて集計している。この結果から 2 か月目世帯のみの便宜的な失業率(原数値)が計算出来、他の表(I-1 表など)と併せて 1 か月目の失業率(原数値)も算出可能である。

(参考)

労働力調査 2012 年報

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/report/2012/index.htm>

→付 3 標本抽出方法、結果の推定方法及び推定値の標本誤差

[6]基本集計の労働力人口比率、就業率などの比率の計算の際、分母は 15 歳以上人口としているが、詳細集計での結果など一部の比率では、分母に内訳項目の合計値を用いている。これは、四捨五入の丸め誤差回避のほか不詳による影響を除外するためである。このように①項目により取扱いが異なること、また、②前者において不詳が一定以下の水準に抑えるようにする必要が あることに留意が必要である。

(本文 15 ページ)

[7] 内閣府 統計委員会 基本計画部会 第2ワーキンググループ

<http://www5.cao.go.jp/statistics/2013renewwg/2013renewwg.html#w2>

→第2ワーキンググループ会合(第 1 回)2013 年 11 月 14 日→資料 2(7 ページ)より加工

【別表】

具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
○ ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しを踏まえ、失業者等の定義の変更や未活用労働力などを明らかにする指標の作成及び提供について検討を行った上で、国際基準に可能な限り対応した統計の作成及び提供に努める。	総務省	平成 28 年度末までに結論を得る。

→第2ワーキンググループ会合(第 2 回)2013 年 11 月 29 日→資料 1(4 ページ)より抜粋

(4) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

基本計画諮問案	修正案	修正理由
(具体的な措置、方針等) ○ ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しを踏まえ、失業者等の定義の変更や未活用労働力などを明らかにする指標の作成及び提供について検討を行った上で、国際基準に可能な限り対応した統計の作成及び提供に努める。	(具体的な措置、方針等) ○ ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直し や今後の実務マニュアルの検討状況 を踏まえ、失業者等の定義の変更や 失業率を補う新たな指標 の作成及び提供について、 試験調査の実施等を含めた 検討を行った上で、国際基準に可能な限り対応した統計の作成及び提供に努める。 なお、上記の検討に当たっては、時系列比較の観点にも留意する。	IL Oでは定義変更に伴う実務マニュアルを今後作成する予定であること、また、失業率の算出方法の変更は社会的にも影響が大きいものであり、時系列比較の観点からも慎重な検討が必要であること、さらに、取組の明確化を図る観点からの修正

●記入には必ず黒の鉛筆(またはボールペン)を使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。
 ●答えを記入する欄が○のときは、○の中に数字を記入してください。
 ●答えを数字で記入するときは、数字の記入欄に数字を記入してください。

見本

参考 1



この調査は、統計法に基づき政府が実施する基幹統計調査です。秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

平成 年 月 分 (: か月目)

総務省統計局

5歳以上の人口全員が記入する欄	① 氏名及び男女の別 ふだん住んでいる15歳以上の人を もれなく書いてください	1	2	3	4
	② 世帯主との続き柄 孫の配偶者は孫に 兄弟姉妹の配偶者は兄弟姉妹に含めます 世帯主の配偶者の父母・祖父母・兄弟姉妹は それぞれ父母・祖父母・兄弟姉妹に含めます	1	2	3	4
	③ 出生の年月 該当する元号又は西暦に記入したうえで 年及び月を書いてください 年を西暦で記入する場合は、西暦年の4ケタを書いてください	1	2	3	4
	④ 配偶の関係 配偶者の有無は届出の有無に関係なく記入してください	1	2	3	4
	⑤ 月末1週間(ただし 12月は20~26日)に仕事を したかどうかの別 月末1週間に少しでも仕事をしたかどうかについて 記入してください 仕事とは 収入をとまなう仕事をいい 自家営業(個人経営の商店や農家など)の手伝いや内職も含めます (「基礎調査票の記入のしかた」参照)	1	2	3	4
⑥ 探している仕事について ⑤欄で「仕事を探していた」と答えた人だけ記入してください かたわらにしている仕事とは 通学や家事などのかたわらにする仕事をいいます	1	2	3	4	
⑦ 仕事を探し始めた理由 ⑤欄で「仕事を探していた」と答えた人だけ記入してください 勤め先や事業の都合とは 人員整理・会社倒産・事業不振などをいいます	1	2	3	4	

土庫を築いて記入する欄

この調査票は機械にかかけますので表も裏も汚したり丸めたり大枠の中だけに記入してください。最初に折られている以上折らないでください。

調査員記入欄

調査区符号
世帯符号
基礎調査票
枚のうち 枚目

1か月目調査世帯のみ
15歳未満の人について

(1)男女の別	51	52	53	54
(2)世帯主との続き柄	1	1	1	1
(3)出生の年月	年 月	年 月	年 月	年 月

おにも仕事
通学・家事などのかたわらに仕事及び仕事を休んでいた人が記入する欄

	1	2	3	4
⑧ 月末1週間(ただし 12月は20~26日)に仕事をした日数と時間 <small>・副業・内職・臨時の仕事などをした時間も すべて含めてください <small>・⑤欄で「仕事を休んでいた」と答えた人は「0」と書いてください <small>・「基礎調査票の記入のしかた」のおぼえ書き欄を利用してください</small> </small> </small>	仕事をした日数 <input type="text"/> 日 仕事をした時間 <input type="text"/> 時間			
⑨ 当月の1か月間に仕事をした日数	当月の1か月間に <input type="text"/> 日			
⑩ 従業上の地位 <small>・常雇の人(無期の契約)とは 雇用期間を定めない契約で雇われている人をいいます <small>(定年までの場合は 無期の契約とします) <small>・常雇の人(有期の契約)とは 雇用契約期間が1年超の人をいいます <small>・臨時雇の人とは 雇用契約期間が1か月以上1年以下の人をいいます <small>・日雇の人とは 雇用契約期間が1か月未満の人をいいます <small>・自営業主とは 個人経営の商店主や農業主などをいいます <small>・内職とは 自宅での貸仕事をいいます</small> </small> </small> </small></small></small></small>	雇われて いる人のうち 常雇(無期の契約)の人 常雇(有期の契約)の人 臨時雇の人 日雇の人 会社などの役員 自営業主 雇い人あり 雇い人なし 自家営業の手伝い 内職	雇われて いる人のうち 常雇(無期の契約)の人 常雇(有期の契約)の人 臨時雇の人 日雇の人 会社などの役員 自営業主 雇い人あり 雇い人なし 自家営業の手伝い 内職	雇われて いる人のうち 常雇(無期の契約)の人 常雇(有期の契約)の人 臨時雇の人 日雇の人 会社などの役員 自営業主 雇い人あり 雇い人なし 自家営業の手伝い 内職	雇われて いる人のうち 常雇(無期の契約)の人 常雇(有期の契約)の人 臨時雇の人 日雇の人 会社などの役員 自営業主 雇い人あり 雇い人なし 自家営業の手伝い 内職
⑪ 勤め先における呼称 <small>・今の仕事について 雇われている人は勤め先での呼称を記入してください</small>	正規の職員・従業員 パート アルバイト 労働者派遣 派遣社員 契約社員 嘱託 その他	正規の職員・従業員 パート アルバイト 労働者派遣 派遣社員 契約社員 嘱託 その他	正規の職員・従業員 パート アルバイト 労働者派遣 派遣社員 契約社員 嘱託 その他	正規の職員・従業員 パート アルバイト 労働者派遣 派遣社員 契約社員 嘱託 その他
⑫ 勤め先・業主などの経営組織・名称及び事業の内容 <small>・その他には 官公庁・公社・私立学校・医療法人・社会福祉法人・非営利法人(NPO)・その他の法人・団体などが含まれます <small>・仕事をしている事務所・工場・店などの名称及び事業の内容をくわしく書いてください <small>・労働者派遣事業所の派遣社員は 派遣先について書いてください</small> </small> </small>	経 営 組 織 個人 会社 その他 〇 〇 〇	経 営 組 織 個人 会社 その他 〇 〇 〇	経 営 組 織 個人 会社 その他 〇 〇 〇	経 営 組 織 個人 会社 その他 〇 〇 〇
⑬ 本人の仕事の内容 <small>・本人の仕事の内容をくわしく書いてください</small>	<small>「基礎調査票の記入のしかた」の書き方の例を参考にして くわしく書いてください</small>			
⑭ 勤め先・業主などの企業全体の従業者数 <small>・本社・本店や出張所などを含めた企業全体の従業者総数(パートなども含む)を記入してください <small>・国営・公営の事務所に雇用されている人は官公庁などします</small> </small>	1 2 5 10 30 100 500 1000 官公庁など 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	1 2 5 10 30 100 500 1000 官公庁など 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	1 2 5 10 30 100 500 1000 官公庁など 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	1 2 5 10 30 100 500 1000 官公庁など 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

この調査票は 機械にかけるので 汚したり 丸めたり 最初に折られている以上に折つたり しないで行ってください

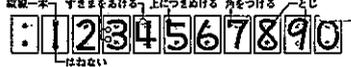
電 話 番 号
 -

わからないことがあった場合、
 問い合わせに利用させていただきます。

調査員記入欄	前月調査以後の異動	継続	新	転	追	転	除	そ											
	※2か月目のみ記入	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	15歳以上総数	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人															
	15歳未満	男	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人	女	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人	0~3歳	<input type="text"/>	4~6歳	<input type="text"/>	7~9歳	<input type="text"/>	10~12歳	<input type="text"/>	13~14歳	<input type="text"/>

基幹統計調査 労働力調査 特定調査票

<数字の記入例>



平成 年 月 分 総務省統計局

この調査は、統計法に基づき政府が実施する基幹統計調査です。秘密の保護に万全を期していますので、あつちのまま記入してください。

- 記入に用いる数字
●答えを記入する欄
●答えを消す

見本

氏名

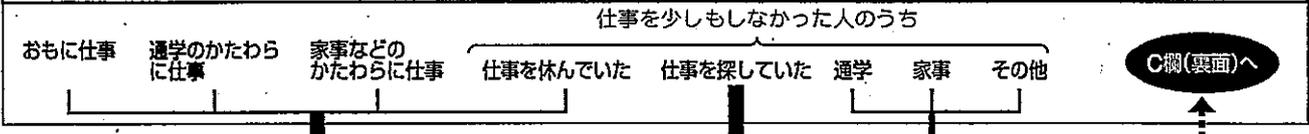
調査員記入欄

基礎調査票 枚目の 人目

調査区符号

世帯符号

基礎調査票の「⑤ 月末日1週間(ただし12月は20~26日)に仕事をしたかどうかの別」欄の回答により A欄 B欄 又は裏面の C欄 から記入してください



A欄 仕事をした人・仕事を休んでいた人について

A1 A2 A3 questions regarding work hours, expectations, and dates

A4 question regarding employment status and reasons

A5 question regarding job change expectations

A6 question regarding previous work

B欄 仕事を探していた人について

B1 B2 B3 B4 B5 B6 questions regarding job search methods, duration, and reasons

この調査票は機械にかけるので汚したり折ったり丸めたりしないでください

世帯では表も裏も太枠の中だけに記入してください

C欄 通学・家事・その他の人について

D欄 前にしていた仕事について

06

この調査票は機械にかかけますので汚したり折ったり丸めたりしないでください

C1 収入になる仕事につくこと、希望していますか	希望している ○ すでに仕事が決まっている 希望していない ○ 学校卒業後 その他 4週間以内 5週目以降
C2 仕事を探しているか	適切な仕事がありそうにない ○ 健康上の理由のため ○ 出産・育児のため ○ 介護・看護のため ○ 近づく仕事がありそうにない 今の景気や季節ではない 勤務時間・賃金などが希望に 自分自身の知識・能力に 他 ○
C3 希望している仕事又は決まっている仕事はな仕事ですか	雇われてする仕事 正規の職員・従業員 ○ パート・バイト ○ 労働者派遣の社員 ○ 派遣社員 ○ その他 ○ 自分で経営する仕事 内職 ○ その他 ○
C4 この1年間に仕事を探した準備がありますか	この1か月にした ○ この1か月にはしなかったが、この1年間にした ○ この1年間に全くしなかった ○
C5 今仕事があればすぐつくことができますか	すぐつくことができる ○ すぐではないが2週間以内につくことができる ○ すぐではないが2週間より後につくことができる ○ つくことができない ○
C6 今までに仕事をしてきたことがありますか	ある ○ ない ○

D1 前にしていた仕事はいつやめたのですか	過去3年以内にやめた ○ 3年より前にやめた ○ 平成 ○ 西暦 ○ 年 月 (D6へ)
D2 前にしていた仕事は勤め先で自分自身が経営していたのですか	雇われていた人 正規の職員・従業員 ○ パート・バイト ○ 労働者派遣の社員 ○ 契約社員・嘱託 ○ その他 ○ 会社などの役員 ○ 自営業主 ○ 自家営業の手伝い職 ○ 内職 ○
D3 前にしていた仕事の事業の内容	
D4 前にしていた仕事の内容	
D5 前にしていた仕事の勤め先・業主などの企業全体の従業員数	1人 ○ 2人 ○ 3人 ○ 4人 ○ 5人 ○ 9人 ○ 10人 ○ 29人 ○ 30人 ○ 99人 ○ 100人 ○ 499人 ○ 500人 ○ 999人 ○ 1000人以上 ○ 官公庁など ○
D6 前にしていた仕事をどうしてやめたのですか	会社倒産・事業所閉鎖のため ○ 人員整理・勤奨退職のため ○ 事業不振や先行き不安のため ○ 定年又は雇用契約の満了のため ○ より良い条件の仕事を探すため ○ 結婚・出産・育児のため ○ 介護・看護のため ○ 家事・通学・健康上の理由のため ○ その他 ○

D欄へ E欄へ

E欄へ

E欄 この欄は全員の方が記入してください

E1 教育	在学中	卒業	在学したことがない	E2 この1年間のすべての仕事からの収入(税込み)はどのくらいですか	50万円未満 ○	50万円以上100万円未満 ○	100万円以上150万円未満 ○	150万円以上200万円未満 ○	200万円以上300万円未満 ○	300万円以上400万円未満 ○	400万円以上500万円未満 ○	500万円以上700万円未満 ○	700万円以上1000万円未満 ○	1000万円以上1500万円未満 ○	1500万円以上 ○
	小学・中学・高校 ○	短大・高専 ○			大学・大学院 ○	小学・中学・高校 ○	短大・高専 ○	大学 ○	大学院 ○						